

# 第 62 回 盛岡市玉山区地域協議会 議 事 録

盛岡市玉山区地域協議会

# 第62回盛岡市玉山区地域協議会

日 時 平成27年11月16日（月）  
14時 から  
場 所 玉山総合事務所 3階 大会議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 区長あいさつ
- 4 議事録署名員の選出
- 5 議事
  - (1) 報告  
報告第1号 盛岡市・玉山村新市建設計画に係る執行状況の報告について（説明者：古館企画調整課長）
  - (2) 審議
    - ア 諮問事項  
審議第1号 盛岡市・玉山村新市建設計画の変更について（説明者：東藤市長公室長）  
審議第2号 （仮称）盛岡市玉山地域振興会議について（説明者：東藤市長公室長）  
審議第3号 地域自治区の区長の設置期間について（説明者：東藤市長公室長）  
審議第4号 玉山総合事務所の事務事業及び組織機構について（説明者：柴田総務部長）  
審議第5号 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画（案）について（説明者：齊藤資産管理監兼資産管理活用事務局長）
    - イ 自主的審議事項  
審議第6号 委員提案事項について（案件名：玉山分庁舎における教育委員会事務局体制の強化について）  
審議第7号 地域活性化部会からの報告について（説明者：佐々木由勝地域活性化部会長）  
審議第8号 委員提案事項について（案件名：I G Rの利用促進と駅舎周辺の活性化について）（説明者：佐々木由勝委員）
- 6 その他
- 7 閉会

## 盛岡市玉山区地域協議会 委員名簿

任期：平成26年2月13日～平成28年2月12日

	氏 名	所 属 団 体 等
会長	竹 田 孝 男	新岩手農業協同組合正組合員
副会長	村 山 美 栄 子	盛岡市青少年問題協議会委員
委員	岩 崎 隆	元全国農協青年組織協議会副会長
委員	太 田 司	盛岡市P T A連合会副会長
委員	駒 井 元	盛岡市環境審議会委員
委員	齋 藤 勲	盛岡市民生児童委員連絡協議会運営委員
委員	櫻 輝 夫	公募委員
委員	佐々木 由勝	玉山区自治会連絡協議会会長
委員	竹 田 かづ子	玉山区女性団体協議会会長
委員	玉 山 麻 美	公募委員
委員	千 葉 進	盛岡商工会議所玉山地域運営協議会会長
委員	日 野 杉 勉	盛岡市社会福祉協議会評議員
委員	米 田 二 郎	元市議会議員
委員	皆 川 ミエ子	盛岡市上下水道事業経営審議会委員
委員	湊 房 子	人権擁護委員

本議事録が正確であることを証し，下記に署名する。

平成28年2月3日 議事録署名員 太田 司 

平成28年2月3日 議事録署名員 齋 房子 

# 議 事 録

## ○ 会議概要

### 1 会議名

第62回盛岡市玉山区地域協議会

### 2 開催日時

平成27年11月16日（月） 14時00分から17時09分

### 3 開催場所

玉山総合事務所 3階 大会議室

### 4 出席者 (39名)

委員 : 竹田孝男 委員 (会長), 村山美栄子 委員, 太田司 委員, 駒井元 委員  
(13名) 齋藤勲 委員, 櫻輝夫 委員, 佐々木由勝 委員, 竹田かづ子 委員  
千葉進 委員, 日野杉勉 委員, 米田二郎 委員, 皆川ミエ子 委員  
湊房子 委員  
(欠席者 岩崎隆 委員, 玉山麻美 委員)

市側出席者: 福田玉山区長, 小原事務長

(26名) (市長公室) 東藤公室長, 古舘企画調整課長  
藤澤企画調整課副主幹兼計画係長  
加藤企画調整課政策調整係長, 畠山企画調整課主任  
(総務部) 柴田部長, 佐藤職員課長  
(財政部) 齊藤資産管理監兼資産管理活用事務局長  
壽資産管理活用事務局長補佐  
(教育委員会事務局) 中野教育次長, 大西学校教育課長  
(玉山総合事務所) 村山参事兼総務課長, 鈴木税務住民課長  
中村健康福祉課長, 畠山産業振興課長  
泉館産業振興課主幹兼課長補佐, 水澤建設課長  
(教育委員会事務局 (玉山地区担当)) 石山学務教職員課副主幹兼玉山学校給  
食センター所長  
(農業委員会事務局玉山分室) 米田副主幹  
(市民図書館) 千葉館長  
事務局 (玉山総務課) : 佐々木主幹兼課長補佐, 吉田主査, 小綿主査  
加藤主任

### 5 傍聴者 マスコミ取材3社 盛岡タイムス, 岩手日報社, 河北新報社

## ○ 会議内容

### 1 開会

(小原事務長) ただいまから第62回盛岡市玉山区地域協議会を開会いたします。

本日は、岩崎隆委員と玉山麻美委員からご欠席のご連絡を頂戴してございます。本委員会につきましては、半数以上で会議が成立するという規定でございまして、本日は委員15名中13名の出席ということでございますので、本日の会議は成立しておることをご報告いたします。

なお、市で定めております審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、会議は原則公開として傍聴を認めることとしておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

### 2 会長あいさつ

(小原事務長) それでは、竹田会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

(竹田会長) それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第62回盛岡市玉山区地域協議会を開催する運びとなったわけでございます。皆様方にご案内申し上げましたところ、何かとご多用の中、このようにご参会をいただきましてまことにありがとうございます。

また先週でございますけれども、渋民公民館におきまして開催した玉山区地域づくり大会には委員各位からもご出席をいただき、まことにありがとうございました。おかげさまで多くの皆様のご参加をいただき、私なりに大変有意義な時間ではなかったかというふうに思っており、大会を契機といたしまして玉山区におきましても、より地域の活性化が図られることを期待しておるところでございます。

本日は、既にご案内申し上げておりましたようにたくさんの審議案件等がございまして、皆様方から忌憚のないご意見を頂戴しながら有意義に会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(小原事務長) ありがとうございました。

### 3 区長あいさつ

(小原事務長) 続きまして、福田玉山区長からご挨拶を申し上げます。

(福田区長) それでは、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、第62回の盛岡市玉山区地域協議会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、本年も残すところ1カ月余りと年の瀬が近づくにつれまして何かと慌ただしい時

期になってまいりました。先ほど会長さんからもお話がございましたとおり、先週の12日には恒例の玉山区地域づくり大会を開催いたしましたところでございます。参加された皆様方からも大変ご好評をいただき、ご協力いただきました各自治会の皆様、また当協議会委員の皆様にもこの場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、寒さも日増しに厳しくなる時期となりました。積雪も気になる時期でございます。今年度の除排雪につきましても関係する皆様方との綿密な連携を図りながら万全な体制を築くとともに、スムーズな作業の実施に向け、皆様へのご理解、ご協力を呼びかけてまいりたいと存じておりますので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

本日は、報告事項1件、諮問事項5件、自主的審議事項3件を議題といたしてございます。皆様のご忌憚のないご意見をご期待申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども、開会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

#### 4 議事録署名員の選出

(小原事務長) 次に、次第4、議事録署名員の選出でございますけれども、ここからは竹田会長に議長をお務めいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

(竹田会長) 議事録署名員の選出でございますが、慣例によりまして私のほうからご指名申し上げたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声 )

(竹田会長) それでは、湊房子委員、そして太田司委員、このご両名にお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

#### 5 議 事

##### (1) 報 告

(竹田会長) 続いて、議事に移りたいと思っております。

最初に、報告第1号 盛岡市・玉山村新市建設計画に係る執行状況の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(古舘企画調整課長) 企画調整課の古舘と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。盛岡市・玉山村新市建設計画の執行状況ということで、毎年報告申し上げているものでございます。

資料の1ページ目をごらんいただきたいと思っております。項目の1番ですけれども、26年度の実績についてということでございます。計画事業は、全部で128事業ということですが、そのうちの63事業を実施し、実績額が約70億6,600万円となっております。そのうち

ハード事業に関しては39事業、玉山区域については20事業、実績額が約55億8,600万円というところでございます。

(1)といたしまして、26年度に完了した事業でございます。1項目めが広域圏道路整備事業「市道谷地頭線」でございます。IGRの厨川駅北側の路線の整備ということでございます。2項目めが厨川駅地下自由通路及び西口整備事業でございます。3項目めが舟田西枝線ということで、玉山区下田字陣場地内の道路築造でございます。

次に、(2)番としまして構成事業が完了したものでございますけれども、1つ目が消防施設整備事業ということで、外山地区の消防屯所、消防車両の更新ということで完了しております。次が生涯スポーツ施設整備事業ということで、太田テニスコートの上屋整備でございます。次に、生地域エコタウン事業、こちらは公共施設の屋外照明灯、ハイブリッド照明の設置、それからクリーンエネルギーの自動車の購入ということで、中型バスを購入いたしております。

次の裏面のページをごらんいただきたいと思っております。項目の2番といたしまして、27年度の実施状況でございます。こちら60事業を実施し、事業費が約74億2,400万、そのうちハード事業については37事業、玉山区域については21事業ということで、事業費は約58億1,100万円となっております。27年度、今年度新たに実施した事業ということで、2つの事業でございますけれども、1つ目が玉山小学校施設整備事業ということで、玉山小学校の耐震補強、屋内運動場の床の改修、トイレの改修を行っております。2つ目が運動公園整備事業で、市民運動公園の中の競技施設の改修ということで、こしはテニスコートの部分と陸上競技場の部分の整備を進めております。

次の項目、3番目ですけれども、合併特例債の活用状況についてでございます。こちらは資料の2をごらんいただきたいと思っております。資料2が合併特例債の活用状況ということで表になってございまして、26年度の実績、それから27年度の見込みという表になっております。項目1番の活用状況のところ、玉山、盛岡ということで区域を分けておりますけれども、玉山区域のところを見ていただきますと、上から消防施設整備事業、玉山小学校施設整備事業、巻堀中学校施設整備事業、以下同様に事業が並んでございます。巻堀中学校のところを見ていただきますと、平成26年度の実績が事業費で5億300万ほど、うち合併特例債が3億9,400万円ほどとなっております。27年度の見込みも同様に巻堀中学校は事業費が5億2,500万、合併特例債を2,430万円ということで充てているものでございます。運動公園整備事業も同様に27年度のところ、事業費、合併特例債というようなことで見込んでおります。平成26年の玉山区全体での実績が全部で12事業、事業費にして9億7,200万、合併特例債が6億2,000万、平成27年度が14事業、11億5,800万、特例債が4億1,690万円という実績でございまして、盛岡区域を合わせた合計が8事業ということでお示ししている金額となっております。

項目2番ですけれども、26年度までの活用状況ということで表になってございますけれども、18年度から26年度までの実績が、合併特例債が124億ほどになっておりますし、27年度までの見込みについては142億ほどというふうな状況でございます。

次に移ります。資料3を見ていただきたいと思っております。平成27年度末の進捗見込みということでございます。項目1番の表でございまして、計画事業数、これはハードの部分合計欄が96事業になっております。うち完了したものが計56事業、着手中29事業、

未着手が11事業ということになっております。ソフト事業については100%ということですが、ハード事業について未着手の部分があるということでございます。

次の項目2番のところですが、事業費、それから合併特例債の見込みの表ですが、一番右の欄になりますが、平成18年度から27年度までの事業費、合併特例債の額ということで、事業費については合計欄ですが、960億ほどになっておりますし、合併特例債のほうは142億5,870万ということでございます。

それから、資料4ですが、これは事業位置図ということになっておりますけれども、色分けしております。26年度までに実施したもの、実施中のものが赤紫になっております。27年度に着手の事業が緑、未着手が黄色ということで整理したものですので、お目通しいただければと思います。

最後になりますが、資料1ですが、こちらは全事業の個別の状況を示したものでございますので、お目通し願えればと思います。

説明は以上でございます。

(竹田会長) 説明が終わりました。

これより委員の皆様方からご質問、あるいはご意見もあわせてご発言をいただきたいと思っております。ございませんか。

( 「なし」 の声 )

(竹田会長) なしの声もございますので、この報告につきましてはただいま報告いただいたとおり了として進行してよろしいでしょうか。

( 「異議なし」 の声 )

(竹田会長) それでは、そのようにさせていただきます。

## (2) 審 議

(竹田会長) 続いて、審議案件に入っております。

最初に、諮問事項の審議第1号といたしまして、盛岡市・玉山村新市建設計画の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(東藤市長公室長) 盛岡市市長公室の東藤と申します。よろしく申し上げます。着席のままで説明させていただきます。

私のほうから、盛岡市・玉山村新市建設計画の変更について説明申し上げます。1の変更の内容についてであります。1、計画期間の延長といたしまして、計画期間を9年間延長いたしまして平成36年度までとするものであります。

次に、2の主要事業の変更といたしまして、表にありますとおり計画書の主要事業を

変更するものでありますが、これまで説明しておりました内容から一部変更しておりますので、その内容についてご説明申し上げます。

別紙の1をごらん願いたいと存じます。変更がある事業につきましては、団体営基盤整備促進事業であります。岩手県との事前協議において出されました、変更を機に事業の名称について事業の実施主体に合わせて変更する必要があるとの意見を踏まえまして、1の(2)にあります変更内容の表のとおり変更しようとするものであります。

(2)の1つ目の好摩地区の団体営基盤整備促進事業につきましては、団体営事業としてではなく、市の単独事業として事業を実施しておりますので、事業名をかんがい排水事業に変更するものでございます。

2つ目の尻志田地区につきましても団体営事業としてではなく、社会資本整備総合交付金を活用しながら道路整備事業として事業を実施しておりますので、事業名を道路整備事業に変更するものであります。

3つ目の寺林地区につきましては、現在事業実施に向けて合意形成を図っております。まだ事業主体が決まっておきませんので、事業名を団体営あるいは県営等と区別せずに農地整備事業に変更するものであります。

4つ目の武道地区につきましては、現在県営事業として事業を実施しておりますので、事業名を県営ほ場整備事業に変更するものでございます。これら4つの事業の変更に伴いまして、計画書の主要事業名をこれまでの団体営基盤整備促進事業から農業基盤整備事業に変更し、事業主体に県を追加するものであります。

なお、整備内容につきましては、これまでご説明してきた内容と変更はございません。

別紙1の2ページ以降には団体営基盤整備促進事業以外の主要事業の変更内容を示しております。変更内容につきましては、これまでご説明しております内容でございますので、後ほどお目通し願いたいと存じます。

また、別紙2といたしまして変更後の主要事業の今後の見込みをお示ししておりますので、変更につきましてはアンダーライン、下線を引いております。こちらも後ほどお目通し願いたいと存じます。

1枚目の資料にお戻りいただきまして、(3)の財政計画等の変更といたしまして、計画期間の延長等に伴いまして財政計画及び将来人口を変更するものであります。

(4)の合併特例債の発行見込み額の変更といたしまして、現在の計画の174億3,070万円から借入れ上限額であります182億4,620万に変更しようとするものでございます。

1枚目の資料の裏面をごらん願います。2の変更後の計画書(案)についてでございますが、別紙3の計画案をごらん願いたいと存じます。現計画との変更箇所については、別紙4の新旧対照表に示しておりますので、あわせてごらん願いたいと存じます。

別紙3の計画書の3ページをお開き願います。2の建設計画の期間を平成18年度から36年度までの19年間に変更するものであります。

29ページをお開き願います。3、将来人口についてでありますけれども、平成22年の国勢調査数値を最新とした平成37年までの人口推移に変更するものであります。

36ページをお開き願います。表にございます主要事業「火葬場斎場整備事業」の事業名を「火葬場整備事業」に、区域を「盛岡、玉山」から「盛岡」に変更するものであります。

38ページをごらん願います。主要事業「歴史民俗資料館建設事業」の事業名を「玉山歴

史民俗資料館・石川啄木記念館整備事業」に変更するものであります。

43ページをごらん願います。主要事業、「農村交流センター整備事業」の区域を「盛岡、玉山」から「玉山」に変更するものであります。また、同じ表の「団体営基盤整備促進事業」の事業名を「農業基盤整備事業」に、事業主体を「新市」から「新市、県」に変更するものであります。

45ページをお開き願います。主要事業「渋民駅北地区土地地区画整理事業」の事業名を「渋民駅北地区整備事業」に、「野中地区土地地区画整理事業」の事業名を「好摩駅西地区整備事業」に変更するものであります。

49ページをお開き願います。49ページから56ページにかけて、財政計画の1、財政計画の基本条件、2、歳入及び歳出の推計条件、3、歳入及び歳出の推移、4、盛岡市・玉山村の合併による新市財政への主な効果について、計画変更にあわせて所要の変更を行うほか、56ページの上段の表にあります合併特例債の発行見込み額を先ほどご説明したように182億4,620万に変更し、あわせて元利償還金等を変更するものであります。計画書の変更箇所につきましては、ただいまご説明したとおりでございます。

次に、別紙5のパブリックコメントの結果をごらん願います。別紙5の2の実施概要にありますとおり、パブリックコメントにつきましては10月1日から23日までの23日間の期間で実施したものであります。

3の結果概要についてでありますけれども、個人2人から8件のご意見等をいただきまして、項目ごとに意見の趣旨、盛岡市の考え方を示しておりますので、後ほどお目通し願いたいと存じます。

1枚目の資料にお戻りいただきまして、裏面の今後の予定についてでありますけれども、11月18日に岩手県との本協議を行い、その後市議会全員協議会へ11月24日に説明をすることを経まして、12月市議会定例会に変更の議案を提出する予定としております。

この件についての説明は以上でございます。

(竹田会長) ありがとうございます。それでは、これより委員の皆さん方からご意見、ご質問を承りたいと思います。ございませんか。

佐々木委員。

(佐々木委員) 大筋は理解をさせていただきましたが、その中でちょっと課題になっておりました下田駅の新設については、36年まで先送りでは計画には残すようでありましたので、大変ありがとうございました。地域住民の声を聞いていただいたのかなと思っております。

加えて渋民駅北地区の土地改良事業が渋民駅北地区整備事業というふうに変ったわけですが、その中身についての具体的な話は、きょうは公室長さんお持ちでないだろうとは思いますが、担当部署が以前に示しておりました下田駅をやめるなら渋民駅の整備、無料駐車場、その他やりますよというようなお話がありました。これが北地区整備事業の中に含まれてこないで9年間の延長で渋民駅の整備は進まないような気もいたします。したがって、中身については、下田駅は9年の先送りの中で設置を進める方向に行くということであれば、この北地区整備の中で渋民駅の整備、無料駐車場、その他について改善、あるいはいろんな修繕を含めて利用者の皆様方の拡大につながるようなことをお

願いたい。同じように野中地区が好摩駅西地区という形に変わりましたが、好摩駅についても整備をしていただいたところではありますが、乗客の減少が極めて厳しいという情報がI G Rさんから来ております。したがって、これについても西地区整備事業の中で、無料駐車場の設置なり、あるいは駅周辺の活性化等について、担当部署の検討課題としてお願いしておきたいというふうに思っております。この事業の中身についての詰め、検討結果、あるいは検討状況がわかればお知らせをいただきたいと思っております。

以上です。

(竹田会長) どうぞ、お答えください。

(東藤市長公室長) お答え申し上げます。

今、お話がありました渋民駅北地区の整備事業と好摩駅西地区の整備事業の事業内容ということにつきましては、本日お配りさせていただいた別紙1という資料の3ページと4ページのほうに記載はさせていただいております。事業内容については、そこに書いてあるとおりですので、いずれ地区の都市機能の強化を図るとかというような目的のもとに整備しようというような中身を記載しております。本日佐々木委員のほうからご意見もいただきましたので、その辺の詰めといえますか、今予定している内容はこのようなこととございますので、いずれ地域の活性化につながるような取り組みを進めることになるというふうに考えております。

あと下田駅については、引き続き検討を進めていくということで、いろいろ課題もございますので、その辺については担当部署のほうで検討が必要だということで捉えているというふうに考えております。

以上です。

(佐々木委員) はい、わかりました。よろしく申し上げます。

(竹田会長) ほかにございませんか。

櫻委員。

(櫻委員) 生出のエコタウン構想のこととお聞きしたいと思っておりますけれども、この表を見ると29年度までの矢印になっておりますが、今までの経緯、環境部のほうからお聞きしている時点で、池の用地の交渉でおくれているというようなお話を聞いておりますが、市のほうの金額と土地の所有者との間の金額の差に隔たりが多くてとてもというような話を聞いているわけですが、あそこは何か原野という地目で市のほうの土地の査定する委員の方々が何人かでやっているというふうにお聞きをしておるわけでございますが、どのように地権者とお話が進んでいるか、その辺ちょっとお聞きしたいと思っております。

(竹田会長) 櫻さん、今議題にしている変更の内容とはお話の部分はかけ離れているかもしれませんが、どうですか、公室長さん、よろしいですか。

(東藤市長公室長) では、わかる範囲でお答えを申し上げます。

実は、この生出地域エコタウン事業については、着手できる事業については取り組んでいるというような状況の中で、今櫻委員さんからお話のあったような課題もございますので、担当部のほうではいろいろご相談といいますか、協議も続けているようでありましてけれども、まだ課題もあるようでございますので、その辺のことにつきましては引き続き担当部のほうで検討させていただくことになると考えているところであります。

(櫻委員) 何かもう3年、4年ぐらいたっているのかな。その辺が地権者と会って話ししているものだから、電話で話すだけでやっているものだから、その辺何か全然わからなくて年数が経過している状態で、金額合わなければ買えないということになるのかと思うのですが、着々と年数は進んでおりますので、買えるか買えないかということをはっきりしたほうがいいと思います。私たちも市のほうの対応を待っている時点ですので、よろしくお願いをしたいと思います。

(竹田会長) はい、どうぞ。

(東藤市長公室長) 本日地域協議会で櫻委員さんからそういうご意見が出たということは、担当部のほうにもお伝えしてまいりたいと存じます。

(竹田会長) ほかにございませんか。

( 「なし」 の声 )

(竹田会長) なければ、それではお諮りします。

この案件につきましては、原案どおり可とすることよろしいでしょうか。

( 「異議なし」 の声 )

(竹田会長) では、そのようにさせていただきます。

続いて、審議案件の第2号、(仮称)盛岡市玉山地域振興会議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(東藤市長公室長) それでは、(仮称)盛岡市玉山地域振興会議についてご説明申し上げます。

資料の1ページをごらん願います。1の制定の趣旨でありますけれども、市は市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる旧合併特例法でありますけれども、この第5条の第5第1項に基づきまして、旧玉山村の区域に地域自治区として玉山区を設置しておりますが、平成28年3月31日をもって設置期間の終了となります。その一方で、地域自治区設置期間終了後におきましても旧玉山村と合併時に策定いたしました盛岡市・玉山村新市建設計画においては、完了できない事業が残る見込みであるということでございますので、この地

域における課題も残すような状況でございます。このようなことから、新市建設計画等の円滑な推進及び玉山区の地域振興に資するために盛岡市玉山地域振興会議条例（案）を制定するものでございます。

2の盛岡市玉山地域振興会議条例（案）の概要についてであります。（1）、設置についてでありますけれども、盛岡市・玉山村新市建設計画の実施等に関する重要事項を調査審議させ、及び玉山地域の振興に関し意見を述べさせるために、市長の附属機関として盛岡市玉山地域振興会議を置くものでございます。

（2）の所掌事項でありますけれども、調査審議事項といたしまして盛岡市新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項、基本構想及び地域計画の策定及び変更に関する事項、公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項、その他市長等が必要であると認めた事項としております。また、調査審議事項のほか、玉山地域の振興に関し必要であると認めた事項について、市長等に意見を述べるができるとしております。

（3）の組織でありますけれども、委員15人以内をもって組織することとしております。また、委員につきましても、公共的団体が推薦する者、知識経験を有する者、その他市長が特に必要であると認めた者のうちから市長が委嘱する者としております。

（4）の任期については2年としております。

1ページから2ページにかけてとなりますけれども、（5）の招集につきましても市長が招集することとしております。

（6）の庶務については、玉山総合事務所において処理することとしております。

（7）の条例の効力でありますけれども、先ほどご説明申し上げました新市建設計画の延長の期間に合わせまして平成37年3月31日をもって失効という規定にしているものでございます。

3の施行期日についてでありますけれども、平成28年4月1日に施行するというようにしてございます。

4のパブリックコメントの実施結果についてでありますけれども、10月1日から10月23日までパブリックコメントを行いました、これに関する意見等はございませんでした。

最後に、5の今後のスケジュールについてであります、11月24日に全員協議会でこの内容を説明いたしまして、12月市議会定例会に条例案を提出する予定としております。

この件についての説明は以上でございます。

**（竹田会長）** 説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

佐々木委員。

**（佐々木委員）** 趣旨了解でありますけれども、これについてはこの地域協議会において四、五年前から地方自治法に基づく合併後の体制、国の制度が災害等があつて合併特例債の延長、その他含めて変更の可能性が出てきたわけでありまして、全国的には合併特例法による地域自治区の延長、あるいは地方自治法に基づく地域自治区の設置によって地域づくりをしていくというような地域もあるわけでありまして、再三お願いをし、議論をした結果、盛岡市の場合には吸収合併というような形もありまして、市の条例で何とかこの体制を維持し、立地条件の違う当地区の意見を集約し、住民サービスの向上に努めるというよ

うなことでお決めいただいたことについては、私ども提案者とすれば非常に感謝を申し上げますところでありまして、今後についてもよろしくお願ひしたいと思います。

その中で、特に合併特例法と同じような形に見えるわけでありましてけれども、予算確保の問題、これは情報収集含めて研修、その他予算確保についても合併特例法並みの形で伺いをいただいているのかどうか。それから、いろんな意味での情報収集、地域住民との会合、情報交換、あるいは市議会議員さん、その他関係団体との情報交換等が合併特例法と同じような形でおやりいただけるとは思いますけれども、その辺の考慮があるのかどうか。

それから、何よりも地方自治法に基づく自治区なり、合併特例法の自治区なりでやった中身から今度は市の条例に変わっているわけでありまして。その場合の地域住民の声として、市長等にいろんな意見、要望、あるいは諮問を受ける形での検討をするわけですが、その効力であります。効力について市条例としても法律、あるいは国の決まりの中と同じような格好で取り扱っていただけることになるだろうとは思いますが、改めて東藤公室長が来ておりますので、そのとおりでというような形のご発言をいただければ非常に幸いです。

いずれにしても、こういった形にさせていただいたことについては大変感謝を申し上げますところでありまして。

以上です。

(竹田会長) 答弁をお願いします。

(東藤市長公室長) 1点目の予算確保ということでありまして、これにつきましては、新市建設計画につきましては、いずれ優先的に事業の実施に取り組んでいくという姿勢には変わりございませんので、いずれ有効に特例債を使える期間、活用しながら取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

それと、2つ目の効力というのでしょうか、諮問して答申をいただくということについての強制力というようなことなのかとお聞きいたしましたけれども、法的には附属機関からいただいた答申内容について、強制ということにはならないかもしれませんが、当然ながら皆様からいただいたご意見を尊重しながら進めていくということは必要なこと、他の附属機関においてもそのような対応をしているというふうに考えてございますので、そういう姿勢で今後においても取り組んでいきたいと考えております。

(佐々木委員) はい、わかりました。ありがとうございます。

(竹田会長) ほかにございませんか。

湊委員。

(湊委員) 組織の委員15人のこのア、イ、ウなのですけれども、公共的団体が推薦する者、知識経験を有する者、あとその他市長が特に必要と認める者とあるわけですが、これは広く意見を求めるためにこのようなつくりになるとは思いますが、この前、地域づくり大会のときも玉山村が好きで好きで、それを実践しているという報告もありましたように、

若い人たちの意見を取り入れるような工夫をしていただけないかなと思います。公共的団体が推薦する者とか知識とか、そういう分野が多くなると結局はそんなに若い人が入ってこられないのではないかなと思います。

それから非常に細かいことなのですが、設置についてのところなのですけれども、文章の2行目のところですが、「振興に関し意見を述べさせるため」とか、1行目のところも「審議させ」とか「述べさせるため」、これって何か上から目線のような文章に感じるわけなのです。今は協働で、住民も参加してという時代になっているわけですので、これをもうちょっと改めたほうがよいのではないかなと思います。

以上です。

(竹田会長) それでは、お答え願います。

(東藤市長公室長) では、1点目の委員の構成のことですけれども、それにつきましては地域振興会議を設置することになれば、その委員の構成につきましては、区分とすると一般的なことをここで述べております、このア、イ、ウというのは。公募委員さんも今お入りになっていただいていると思うのですけれども、それにつきましては実際に運用する中で委員の皆様からご意見を聞いて、若い人だけでいいのかということもあると思いますので、その辺のバランスをとりながら各界、各分野のご意見、年代層もあると思いますので、検討しながら運用していければいいのではないかとこのように考えております。

2点目については、ちょっと。

(古舘企画調整課長) 設置のところの「述べさせる」とか「させ」という部分なのですけれども、新しく設置する地域振興会議ですけれども、市長の附属機関ということで、市長から見てこういう趣旨で設置するというふうなことで、条例の案文に沿う形でこういう文言の整理をさせていただいておりますが、ほかの条例とのバランスもありますけれども、ご意見がありましたので、条例の案文、もう一度確認いたしまして対応させていただければというふうに思います。

(竹田会長) よろしいですか。

ほかに。

駒井委員。

(駒井委員) 今回市長さんが招集するというような形になると思いますので、特に年何回ぐらいというような想定はなさっているのでしょうか、回数に関しては。

(東藤市長公室長) 市長が招集するというのは、他の附属機関でも市長が招集するという規定になってございますので、それに合わせたような形で考えているところです。頻度につきましては、来年度、総合事務所を設置する方向で今検討しておりますけれども、その辺で頻度についても検討していくということで考えておりますので、今と同じだということも今私のほうからは言えませんが、十分に現状も踏まえながら検討すべきものという

ふうを考えているところです。

(竹田会長) ほかにございますか。

( 「なし」 の声 )

(竹田会長) 質問、ご意見等ないようでございますので、お諮りしたいと思います。

この審議案件の第2号、(仮称)盛岡市玉山地域振興会議について原案のとおり可とすることでご異議ございませんでしょうか。

( 「異議なし」 の声 )

(竹田会長) 異議なしの声でございますので、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、審議案件の第3号、地域自治区の区長の設置期間についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

(東藤市長公室長) 地域自治区の区長の設置期間についてご説明申し上げます。

1の諮問の内容についてでありますけれども、玉山区の区長は合併の際の地域自治区の設置等に関する協議におきまして地域自治区の設置の日から10年間置くということにしております。このため区長の設置期間が平成28年1月9日までとなりますが、玉山区における事務を効果的に処理するため、地域自治区の設置期間であります平成28年3月31日まで区長を置こうとするものでございます。

2の区長の設置期間を変更する条例(案)の概要についてでありますけれども、市町村の合併の特例に関する法律、旧合併特例法第5条の6第5項の規定によりまして、地域自治区の区長につきましては、協議により定められた事項を変更しようとする場合は条例で定めなければならないと規定されております。

このことから、(1)、条例の題名についてでありますけれども、盛岡市と玉山村の合併に基づく地域自治区の設置等に関する協議により定められた事項を変更する条例を制定するものであります。

(2)の条例の制定についてであります。地域自治区の設置期間、平成28年3月31日において「地域自治区の事務所の長に代えて区長を置く」に変更するものであります。また、平成28年4月1日以降は区長を置かなくなることから、関連する条例といたしまして盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例及び盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例から区長に係る部分を削除するものでございます。

3の施行期日についてでありますけれども、区長の設置期間の変更につきましては公布の日からといたしまして、2—(3)の条例につきましては平成28年4月1日に施行することを予定しております。

最後に、4の今後のスケジュールについてでありますけれども、この件につきましても11月24日に開催されます市議会全員協議会におきまして条例(案)を説明申し上げまして、12月市議会定例会に条例案を提出する予定としているものでございます。

説明は以上です。

(竹田会長) ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入りたいと思います。質問のある方は、挙手の上ご発言をお願いいたします。ございませんか。

( 「なし」の声 )

(竹田会長) なしの声がございますが、それではお諮りいたします。

この案件につきまして原案どおり可とすることで決定することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声 )

(竹田会長) 全員異議なしの声でございます。そのように取り扱わせていただきます。

続いて、審議案件の第4号、玉山総合事務所の事務事業及び組織機構についてを議題といたしますが、説明者の入れかえのため少々お待ちください。

大変失礼いたしました。まだ提案者が参っていないようでございますので、上程を取り下げまして、審議案件第5号を先に審議していただきます。

改めまして審議第5号 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画(案)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(齊藤資産管理監兼資産管理活用事務局長) 資産管理監の齊藤でございます。

(竹田会長) 着席して説明して結構です。

(齊藤資産管理監兼資産管理活用事務局長) それでは、私のほうからは盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画(案)についてご説明させていただきます。

昨年12月に公共施設のアセットマネジメントの計画といたしまして、公共施設保有最適化・長寿命化長期計画というものを策定してございます。今年度におきましては、向こう10年間の個々具体の施設ごとの方向性を定める中期計画を策定することとしており、今般この中期計画の案を取りまとめましたので、その内容についてご説明いたします。

まず、この中期計画の構成でございます。お手元の資料2をお願いしたいのですが、資料2として中期計画本体でございますが、1枚めくっていただきまして目次をごらんいただきたいと存じます。まず、「はじめに」から始まりまして、Ⅰの中期計画の基本的事項、Ⅱ、主な取り組みとして1、施設保有の最適化に向けた取り組み、2、長寿命化に向けた取り組み、Ⅲ、具体的な取り組みとして1、施設用途ごとの取り組み、2、地区ごとの取り組み、1枚めくっていただきましてⅣ、その他、Ⅴ、資料編という構成となっております。

なお、現在、資料編につきましては調整中でございますので、確定後にこの後ろに資料

編がつくという形になるものでございます。

それでは、この計画案の内容につきまして資料1、パワーポイントの資料になりますが、資料1の概要版をもってご説明させていただきます。1枚目下段でございます。下段の1ページでございます。本編前の「はじめに」ということで、前置きといたしまして公共施設の老朽化が進んでおり、多額の更新費用が必要であること、人口減少により税収の減少が認められることなどから、人口減少に応じた最適な施設保有を維持し、ニーズの変化に対応した市民サービスを提供し、限られた財源の効果的な活用、効率的な施設運営を行う公共施設保有の最適化を図るとともに、計画的な保有を実施し、安全な施設管理による施設の長寿命化を図り、将来世代に大きな負担を強いることなく持続可能な市民サービスの提供を目指す、というこの計画の方向を記述してございます。

2ページをお開き願います。I、中期計画の基本的事項でございますが、1の計画の目的でございます。この中期計画は、盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画を円滑に推進するために向こう10年間の具体的な個別施設計画として策定するものでございます。対象施設といたしましては、平成27年3月31日現在における庁舎、学校、教育文化施設、市営住宅などの建築物系施設のうち行政財産である367施設、延べ床面積89万1,830平方メートルを対象とするものでございます。

3ページ、2の重点取り組み事項でございます。(1)、既存施設を活用した地域拠点施設の確保、(2)、老人福祉センター未設置地区における介護予防事業の提供サービスの確保、(3)、学校等を活用した児童センターの設置、(4)、計画的な予防保全による施設の長寿命化、この4項目につきまして重点的に取り組もうとするものでございます。

3の計画期間でございますが、平成28年度から37年度までの10年間。

4ページ、5ページをごらんいただきたいと思います。4の計画の進め方でございます。この計画につきましては(1)、この中期計画の実効性と弾力化を図るため、3年間を期間とする実施計画を策定することとしておりまして、ローリング方式によりこの事業を実施していくこととしております。

(2)、この実施計画は、10年間の中期計画に基づき、各所管部局等でその工事費用を積算の上、財政状況を勘案しながら費用の平準化を図り、盛岡市総合計画の実施計画に位置づけ、事業を進めることとしているものでございます。

(3)、進行管理でございますが、進捗等の管理を庁内の公共施設保有等検討会議において行いまして、定期的にその取り組み実績について評価を行い、その旨を公表することとしてございます。

6ページをお開き願います。5、計画の維持更新費用、(1)の維持更新費用でございますが、この中期計画による10年間の367施設の維持更新費用につきましては、ここの合計欄にありますとおり541億7,700万円と推計しております。

なお、用途区分ごとの内訳につきましては、この表のとおりでございます。

7ページ、(2)の延べ床面積の縮減による維持更新費用と維持管理コストの縮減額でございますが、これにつきましては長期計画において推計した額、つまり平成26年3月31日現在の367施設をそのまま存続と仮定して長寿命化工事を実施した場合の20年間の維持更新費用、これと、今回の中期計画により、集約化や複合化などの最適化を行って長寿命化工事を実施した場合、この20年間の維持更新費用を比較した場合の差額、縮減額となるも

のでございますが、この表上の長期計画の推計というところになりますけれども、長期計画の推計では1,271億円、これに対しまして今回の中期計画の推計では1,153億9,300万円で、20年間で9.21%、117億700万円の縮減、また維持管理コストとしては20年間で38億2,000万円の縮減が見込まれるというような形で試算してございます。

8ページの(2)の延べ床面積の縮減による維持更新費用と維持管理コストの縮減額でございまして、これにつきましては先ほどの7ページで20年間の部分を出しております。これを前半の10年間抜き取った形での縮減額というのが、この8ページの表となるものでございます。長期計画の推計では635億5,000万円、これに対しまして中期計画の推計では541億7,700万円ということで、10年間では14.75%、93億7,300万円の縮減、また維持管理コストでは10年間で7億3,000万円の縮減が見込まれるという形で試算しているところでございます。

続きまして、9ページをごらん願います。Ⅱの主な取り組みでございまして、1の施設保有の最適化に向けた取り組みといたしましては、先ほど3ページでお話いたしました重点取り組み事項のほか、各施設に共通する方向性として、(1)、公共施設の老朽化問題と人口減少社会への対応、(2)、少子高齢化への対応、(3)、市民協働の推進、(4)、都市の魅力の向上や産業・経済面の発展、(5)、民間活力の導入、(6)、県や周辺自治体とのサービス連携、(7)、財源確保、これらの7項目について取り組んでいくこととしてございます。

10ページ、11ページをお開き願います。2の長寿命化に向けた取り組みでございまして、(1)の長寿命化工事等の実施でございまして、今後10年間における修繕、大規模改修、建てかえ及び解体の工事の内訳を表としてまとめてございます。修繕が59、大規模改修が137、建てかえが11、解体、減築が62、合計269棟の工事を計画するものでございます。

12ページをごらん願います。Ⅲの具体的な取り組み、1の施設用途ごとの取り組みでございまして、この表は中期計画の期間における施設用途ごとの方向性を取りまとめたものでございます。維持(継続)とする施設が254、複合化により維持する施設が19、地元、あるいは民間への譲渡を考えている施設が27、解体する施設が26、他の目的に転用する施設が7、建てかえ施設が4、減築する施設が6、学校の適正規模の配置などの検討結果により、その方向性が定まるものについては保留として24でございまして、これらの詳細につきましては、施設用途ごとの取り組みということで、資料本体の8ページから58ページまで、地区ごとの取り組みにつきましては本体の59ページから115ページまで記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

次に、13ページから16ページをごらんいただきたいと思います。玉山区における具体的な取り組みの抜粋でございまして、これは、資料2の本体、本編の108ページから115ページまでに記載されているもののうちから抜粋して記載させていただいております。

まず、13ページの巻堀・姫神地区の主な取り組みでございまして、①、巻堀小学校は複式学級の解消を検討し、その結果により巻堀児童館と巻堀地区コミュニティセンターの機能の受け入れを検討、③、玉山歴史民俗資料館と石川啄木記念館との複合化、現玉山歴史民俗資料館の解体などを考えているものでございます。

14ページの好摩地区の主な取り組みでございまして、①、②でございまして、好摩小学校の大規模改修に合わせ、好摩児童館を好摩小学校へ移転。移転後の好摩児童館を増築を

含め大規模改修いたしまして、現巻堀出張所、好摩地区公民館、就業改善センターを増築後の好摩児童館に移転する形で、現在の巻堀出張所、地区公民館、就業改善センターの建物については解体などをしたいというように考えております。

15ページの渋民地区の主な取り組みでございますが、②、総合交流ターミナル施設は民間事業者によるサービスの提供が可能な分野であることから、維持管理につきましては中長期の視点に立って民間譲渡を検討してまいりたいと考えております。また、先ほども出ましたけれども、石川啄木記念館と玉山歴史民俗資料館の複合化などを考えております。

16ページの玉山、蕨川地区の主な取り組みでございますが、②、蕨川地区公民館、蕨川出張所の移転と現建物の地域譲渡、また⑥、利用者が限られております大沼地区肉用牛繁殖施設につきましては用途廃止などを考えております。

17ページをごらん願います。IV、その他でございますが、今後の取り組みなければならぬ項目といたしましては、(1)、自治公民館の維持管理方法、(2)、地域コミュニティの拠点施設におけるサービス水準の統一、(3)、支所、出張所の配置の見直し、(4)、県と周辺自治体との協議、の4点を引き続き、あるいは新たな課題といたしまして取り組まなければならないという考えでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、現在、市民説明会を行っております。いろいろご意見等をいただいております。これらも含め、12月にはパブリックコメントを経ましてご意見等をいただきながら、来年2月を目途に成案化するという予定のものでございます。

説明は以上でございます。

(竹田会長) ありがとうございます。説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

湊委員。

(湊委員) 主な具体的な取り組みの好摩地区のところなのですが、②番の好摩児童館との関係で、巻堀出張所、好摩地区公民館等を解体して、そちらのほうに機能を移すということなのですが、あその場所は好摩地区体育館、立派なものを建てていただきまして、子供、中学生なんかもクラブ活動で非常に利用しているわけなのですが、公衆電話がなくなっている状態で、あと、夜に行ってみればわかると思いますが、もしあの建物が解体されると照明がまるでなくなってしまうのです。子供たちは、あそこで部活が終わると体育館の照明が消されて、外で親の迎えを待っているわけなのですが、あれが好摩児童館に移ることによって暗い中で待っていなければならないような状況になりますので、中期計画ということでそれを変えるときには、そういったことも考えながら進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

(竹田会長) はい、どうぞ。

(齊藤資産管理監兼資産管理活用事務局長) 施設整備に当たっては、その工事に入る前、あるいは設計に入る前に地元の皆様とお話し合いをし、要望等をお聞きしながら整備するとい

うような形になろうかと思しますので、その辺のご意見等についてはまたお伺いする機会があるのではないのかなと思っております。

(竹田会長) ほかにございますか。

太田委員。

(太田委員) 具体的な取り組みについて質問させていただきたいのですが、各地域によっても、複式学級解消と、小学校、中学校もあると思うのですが、スケジュール案を見ると37年度ぐらいまでとなっている感じなのです。ただそれまでの期間ですと、場所によっては、生徒がいなくなってしまうという学校も出てくると思うのです。なるべく早く進められるのであれば、もっと早い段階で手を打たないと、この計画そのものが難しくなってくるのではないかなというふうに私は見込んでいまして、今も適正配置ということで盛岡市は進めている段階で、もうちょっと早く進められるような動きをしていただければありがたいなと思っております。というのは、保護者も地域も学校がどうなるかという見通しを知りたいというところがあると思うのですが、ここ10年、20年たってしまうとなくなるとい学校が確実に、かなりの数があると思うので、そこを見越してもうちょっと計画を練り直していただいたほうがいいのかというふうに私は思うのですけれども、どうでしょうか。

(竹田会長) はい、どうぞ。

(齊藤資産管理監兼資産管理活用事務局長) 複式学級の解消ということで、この計画におきましては10年間のスパンの中で検討するという形で表記させていただいております。ただ、実態として、この10年間で本当に必要なかという学校もあろうかと思っております。ただ、地元との話し合いとか、そういう進み具合が今時点で見えないというか、具体的にどうだ、いつだという形が示されていないということで10年のスパンで見ましたけれども、早く進むものについては、それは進むような形でもってやりたいと思っておりますし、その進行状況等については私どもと教育委員会でもって調整を図って、決まり次第動くというような体制をとりたいというように思っております。

(竹田会長) よろしいですか。

(太田委員) はい。

(竹田会長) ほかにございますか。ありませんか。

佐々木委員。

(佐々木委員) 趣旨については、そのとおりでらうと思っております。人口減少する中で、この公共施設、とにかく国の事業を使いながら、ただただ箱物をつくった時代、これは誰に責任があるかわかりませんが、いずれその後始末を今やらなければいけないということでありま

す。それについては、適正な形で計画がつくられているように思います。

その中で、特に玉山区としてのお願いになりますけれども、人口が減った集落、人口が減った地域の公共施設、学校も含めてでございます。これは要らないのだと、これは施設管理の必要性はないと、解体をしてなくしましょうという形ではなくて、人口が半分に減ってもその地域が残っている以上は、どうしても拠点になるわけです。今、市が進めているいろんな地域の活性化の中で拠点になるようなところ、それについては地域住民との話し合いを深めて、利用率だけでそういった施設を排除していくというふうなことはないようにお願いをしたいと。

それから、もう一つは、そういう格好になりますと中心市街地、あるいは人口の多いところに多くの施設が集中をすることになります。できれば市全体の中で施設の分散化、駐車場もないところに大きな文化センターなり体育館があります。ああいうものは5分、10分走れば、非常に広い駐車場を持ちながら有効に使えるような運動施設なり文化施設ができるわけでありまして。特に新設も含める場合には人口の多いところ、中心市街地に公共施設を設置するのではなくて、移動手段、あるいは駐車場を含めた全体的な形で、地域の活性化も含めて、それぞれ各部局が実際はやるわけでありましてけれども、こちらの窓口では、ぜひ人口が減る過疎地帯のところも十分配慮した格好で、公共施設の維持管理、あるいは継続、存続等についての議論を深めていただきたいというお願いであります。コメントがあればお聞きします。

以上です。

(竹田会長) はい、どうぞ。

(齊藤資産管理監兼資産管理活用事務局長) 前段のお話でございますが、人口が減ってもコミュニティの核となるような施設を残していただきたいということでございます。この件については、私どものほうでも利用率が何%だとか、人口が何人になったということで、一律に基準を持った形で廃止するということは考えてございません。ただ、利用率、あるいは人口減少等については、考えることは考えるのですが、やはりコミュニティという部分を壊してまで廃止するとはいかなものかなと考えております。そういう関係で、この計画では、地区のコミュニティセンター、玉山区のコミュニティセンターについては維持継続というような形の計画とさせていただいております。

それから、2点目の新規施設の整備の場合において中心部だけではなくというお話でございますが、大変恐縮でございます、この計画については既存施設の計画ということで取りまとめてございます。まず、この計画自体が既存施設の活用であって、あとは総量の縮減というか、そういうようなつくりとなつてございます。それで、新設の場合には個々具体の取り組みというふうな形になろうかと思っておりますけれども、そのようなご意見があったということについては記録として残させていただきたいと思っております。

以上でございます。

(竹田会長) ほかにございますか。

( 「なし」の声 )

(竹田会長) なければ、お諮りしたいと思います。

審議案件の第5号、盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画(案)についてを原案のとおり可とすることでご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声 )

(竹田会長) 異議なしとの声がございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。ご苦労さまでした。

それでは、審議を続行いたしたいと思います。審議案件の第4号、玉山総合事務所の事務事業及び組織機構についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(柴田総務部長) 総務部長の柴田でございます。予定より大分早く進んでいたようでございまして、結果的におくれまして大変申しわけございませんでした。それでは、座って説明をさせていただきます。

本日、地域協議会に諮問いたします事項でございますが、玉山総合事務所の事務事業及び組織機構についてということでございます。前回9月16日の地域協議会で説明を申し上げた内容と同様でございますが、改めて説明をさせていただきます。

資料の1、玉山総合事務所の所掌事務についてでございますが、現在の玉山総合事務所が所管しております188事業について、住民サービスの低下を招かないよう、また地域振興にも配慮するなどの方針によりまして、玉山総合事務所の各課と、本庁等各課等との間で事務事業を調整した結果を表にまとめたものでございます。調整の結果、事務継続は窓口のみのものを含め153事業、本庁統合は窓口のみ継続のものを含め24事業、終了は11事業となったものでございます。このうち本庁統合などの事業につきましては、別添資料として玉山総合事務所の各課ごとにお示しをしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、2、玉山総合事務所の組織機構等についてでございますが、玉山区設置期間終了後につきましては、合併特例法に基づく地域自治区の事務所として設置されております、現在の玉山総合事務所が廃止となりますことから、引き続き住民生活に密着した窓口業務の執行並びに地域振興策及びコミュニティ施策を所管する後継組織といたしまして、名称は同じということになりますが、部相当の玉山総合事務所を設置いたしまして、部長級の事務所長を配置することとしたいと考えております。

また、(3)にありますように新たな玉山総合事務所の組織機構につきましては、事務事業の調整結果を踏まえまして、現行と同様の5課、3出張所という体制としようとするものでございます。

なお、平成29年度以降につきましては、市全体の取り組み、市全体の効率的な事務執行の観点から、住民サービスを低下させないよう配慮した上で、全庁的な組織機構の見直しの中で見直しを行ってまいりたいと考えております。

資料の裏面をごらんいただきたいと思います。 (4)の設置時期につきましては、平成28年

4月1日といたしまして、(5)の職員定数でございますが、事務事業の調整結果及び災害時における緊急・初期対応の体制等を踏まえまして、今後において予定しております市全体の組織機構の定数調整の中で検討を進めるといふことにしたいと考えております。

次に、3の条例の改正についてでございますが、(1)の盛岡市部等設置条例ですが、部等の設置規定に玉山総合事務所を加えるとともに、分掌事務を旧玉山区の地域に関することというふうに定めたいと考えております。

(2)の盛岡市役所支所及び出張所設置条例ですが、藪川出張所、玉山出張所及び巻堀出張所の位置を定める規定から地域自治体の名称を削るとともに所管区域の字の名称変更を行うものでございます。

次に、4の今後のスケジュールについてでございますが、11月24日の市議会全員協議会に新市建設計画の変更など他の玉山区関連の案件とともに説明をいたしまして、12月市議会定例会に議案を提案したいと考えております。

説明につきましては以上でございます。

(竹田会長) ありがとうございます。説明が終わりました。ここで質疑に移りたいと思います。質問あるいは意見等ございませんか。

佐々木委員。

(佐々木委員) これについても地域協議会で長年議論をし、ご要望申し上げ、それを組み入れていただいたということについては感謝を申し上げたいと思っております。

先ほどの地域協議会のかわりの組織もそうでしたけれども、合併をした形の中で旧盛岡市との違い、玉山区の状況については多くの市民、そして役所も含めてご理解いただいているところでありますので、立地条件の違いから、この総合事務所というのは必要だということについてのご理解をいただいたと思います。

そうした中で、中身的には窓口中心の、連絡調整の形にだんだん増えてきたわけでありましてけれども、本庁からのいろんな各部局からの流れで地域に入っていただいているいろんな仕事をしていただく、災害のときもそうでありましたけれども、それで結構だとは思いますが、現地事務所が効率的に動いたほうが、地域住民の皆さんの行政サービスが行き届くというようなことについては、ぜひ配慮した人事配置なり職務分担をしていただきたいと思います。そういった中で、いろんな時代の流れの中で、今少子化の問題、それによって学校の問題、当然、災害の話なんか時代によってすごく変わるわけでありまして、そういう場合には本庁、なかなか遠くて、玉山区の対応については現実的にも大変苦勞していただいているわけでありましてけれども、時としてこの5課の中で人数の配置だとか、あるいは専門職員の配置だとかというのは、ぜひ臨機応変な形でこの9年間、あと10年近くあるわけでありましてけれども、もう少し我々も盛岡市民としての一体感を持ちながら、本庁に行っても仕事が十分できるような形の意識改革なり、行動改革をしていきたいと思っておりますけれども、せつかく10年近くの延長の中で、そういったところも含めた現地の住民サービスがきちっといく、あるいは現地の問題がさっと上がってさっと解決できるような体制を、「決めたからこれでいきますよ」ではなくて、人事配置だとか職員の配置については臨機応変な形でその時代に合わせてほしいという要望であります。

以上です。

(竹田会長) コメントあれば、どうぞお願いします。

(柴田総務部長) これまでも地域協議会、まちづくり懇談会等々地域に行ってお話しする機会もありましたけれども、そこでも組織体制なり定員についてはいろいろご意見もいただいておりますので、そういったことも踏まえながら、佐々木委員さんの改めてまとめたお話もございましたので、そういった点も十分に考慮した上で、災害対応の、特に初期対応の部分などは、やっぱり本庁から来ると時間がかかるような部分もありますので、初期対応の部分は、ここでもある程度できるように、長引けば当然応援なりなんなりという話にはなるわけですが、そういった災害対応の部分も含めて考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

(佐々木委員) よろしくお願いします。

(竹田会長) ほかにございませんか。

( 「なし」の声 )

(竹田会長) ないようでございますので、審議案件の第4号、玉山総合事務所の事務事業及び組織機構についてを原案のとおり可とすることでよろしいでしょうか。

( 「異議なし」の声 )

(竹田会長) それでは、そのように決定させていただきます。どうもありがとうございました。ここで、暫時休憩いたしたいと思います。

( 休憩 )

(15 : 31)

( 再開 )

(15 : 40)

(竹田会長) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次第に沿って進めておりますけれども、(2)のイ、自主的審議事項に移ります。審議第6号 委員提案事項について、案件といたしまして、玉山分庁舎における教育委員会事務局体制の強化についてを議題といたします。

失礼いたしました。自主的審議事項には変わりございませんが本案件は前回、継続審議としており、教育委員会に現状を再度調査の上、報告していただくようお願いしておりました。また、教育委員会に意見書を提出することとして、その内容を本日審議することといたしましたものです。このことにつきまして教育委員会から報告を求めます。

(中野教育次長) 盛岡教育委員会事務局教育次長の中野玲子と申します。どうぞよろしくお願  
いいたします。

前回第61回の協議会におきまして、提案事項にかかわりまして玉山区内の小学校の状況  
についてご説明を申し上げましたが、説明不足な点がございましたこと、それからその後  
の調査をいたしました結果、さらには2カ月、それから経過いたしました、その状況に  
つきまして改めてご報告いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。口頭での説明となりますので、ご了承お願い  
いたします。

(竹田会長) 着席の上で説明していただいて結構です。

(中野教育次長) はい、ありがとうございます。それでは、座って説明をさせていただきます。

初めに、前回ご指摘をいただきました学校の状況につきましてでございます。改めて少  
し状況を申し上げますと1学期の状況につきまして、まず6年生でございます。2クラス  
ございましたけれども、授業中学級担任の話や指示を聞かない、勝手な話をする、立ち歩  
く修学旅行や陸上競技など行事練習が進まない、それに伴って授業の進度がおくれるとい  
うふうな状況がございました。さらには特別に私語が多い、立ち歩くという児童がござい  
まして、注意をされても全く直そうとしない、暴言を吐くなどという状況がございました。

また、5年生につきましてでございます。5年生につきましては、実は4年生のときに  
2クラスだったものが、人数が少なくなったことにより5年生に1クラスになったという  
状況がございます。とても人数が多くなったということもありまして、児童も非常に戸惑  
いが多くて、指導が行き届かないという部分がございました。それに伴って、6月ころか  
ら男子児童数名が、教室を歩き回ったり、隣接する教室に抜け出したりするというよう  
な状況、それから、学校の備品にちょっと損害を加えるというふうなこともございました。  
また、6年生と同様に私語や立ち歩きが多かったり、教室から抜け出したり、教師の指導  
に対して反抗的な態度をとるということで、そういう児童の状況がございました。

それに対しまして学校といたしましては、まず生徒指導委員会ということで、内部で校  
長以下、養護教諭まで含めて、それぞれの役割を確認しながら全校体制でもって、まず共  
通理解を図って指導を進めてまいりました。特に問題行動の中心となる児童については、  
担任を中心に教育相談を行ったり、必要な場合は発達障がいなどの診断についても受診す  
るように進めたりということをやってまいりました。

それから、2クラスから1クラスになりました5年生につきましては、教科によって例  
えば算数、理科、体育などの教科については、クラスを少人数に分けて習熟度別に指導す  
るという対応をとって、なるべく授業がわかるような体制をとってまいりました。

また、個別の指導を要する児童につきましては、保護者とも個別に面談をとって協力を  
いただきながら連携をとってまいりました。保護者との連携につきましては、学級、学年  
懇談会も開催しまして、学校での状況をお話ししながら、また家庭での児童の様子をお聞  
きしながら児童への声がけについて共通理解を図ってまいりました。

また、中学校との連携におきましても、中学生が小学校に来て一緒に活動する、あるい  
は6年生が中学校に行き体験授業を受けるというふうなことで、自覚を持って学校生活

を送るようという指導を行ってまいりました。

さらに、学校関係者評価委員会という外部の方が入っている委員会がございます。そちらのほうでも状況をお話ししながらいろいろご意見をいただき、さらには授業参観をしていただきながら、いろいろご意見をいただいて指導を行ってまいりました。その結果でございますが2学期の様子についてお話いたします。6年生の2クラスにつきまして、1クラスのほうは大分落ちついてまいりました。授業の進度も大分追いついてはきております。ただ、まだまだ集中力が続かず、私語を始めたというふうな児童が見られるのも事実でございます。そういう場合には担任外の、例えば校長、副校長などが教室から別の部屋にちょっと移して、図書室、職員室で落ちつかせて教室に戻すというようなこともやっております。

5年生につきましては、大分2学期に入って落ちついて学習はするようになっておりますし、また担任外の、例えば副校長の社会科などは大分静かに授業を受けているというふうなことがあります。先ほど申し上げた算数、理科、体育というような少人数指導においては、大分習熟度別に成果があらわれて落ちついて授業を受けております。

全般的に大分よくなってきてはおりますが、完全に落ちついたという状況にはまだございません。それを受けまして教育委員会といたしましては、9月から毎週1回、指導主事を2人ずつ派遣しております。訪問指導を行っておりますし、さらには学校教育課長、それから教育担当専門の次長がおりますので、その次長、それから、次長と課長でもって校長と面談をしながら学校経営について指導しているところでございます。

説明については以上でございます。

(竹田会長) ありがとうございます。それでは、ここで皆様方からただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございますれば出してください。

湊委員。

(湊委員) 佐々木委員は、多分すぐに対応できるようにということで、玉山分庁舎内に指導主事なりを配置してほしいということでお話があったのだと思いますけれども、例えばここに1人、2人常駐していただいても、いつも問題が起きるとは限らないわけですし、また問題が起きたときには、市の教育委員会のほうと連携しながらやらなければ効果が出ないということもありますので、今配置されている人数の中で何かそういったことがあったときにはすぐ市の教育委員会のほうに対応してもらうような体制をとるほうが私は効果的ではないかと思えます。ここに配置した職員が全責任を負うというような形になってしまうと、逆に配置された人も大変ですし、今地域で子供たちを育てなければ、なかなか子供たち、自分の子供も思うようにならないのですけれども、長い目で育てていかなければ、子供はなかなか直っていかないと思えますし、今次長さんからお話があったような対応をしていただいているのであれば、私は特に増員してということではなく、学校でも校長会等でその問題があったときには教育委員会のほうに話しして連携してやっていただくほうがよいのではないかと思えます。

(竹田会長) 何かコメントございますれば、どうぞお願いします。

(中野教育次長) 今湊委員さんおっしゃったように、実は1人指導主事を置くということについて、よい面も確かに、メリットもあるとは思いますが、非常に昨今の学校教育は高度に専門化をしております。ということで、指導主事も教科だけではなくて生徒指導とか、専門分野で担当しておる状況ですので、課題によってはそれぞれの専門を組み合わせながら複数で学校へ指導しているという状況がありますので、1人で確かに全ての責任を負うよりは、そのほうが効果的な指導ができるのではないかというふうに考えております。

(竹田会長) ほかにございませんか。  
佐々木委員。

(佐々木委員) もう何回もしゃべっていますから、委員の皆様わかっているとおりであります。子供の教育というのは難しいのです。去年は好摩小学校です。知っていましたか、委員の皆さん。ことしは洪民小学校です。毎年あるのです。これどうしてでしょうか。矢巾だとか滝沢のように自殺しなければ動かないのですか、盛岡の教育委員会も。それではいけないだろうと。今のお話、次長さんのお話、そのとおりなのです。4月に始まっているのです。それが9月ですよ、わかったのが。それでも区長さん、事務長、知らないのです。私、何回も確認しているのですけれども。教育委員会というのはそういうものではなくて、市長部局との連携の中で、今、湊さんもおっしゃるように地域、家庭での教育というのはとても大事なのです。学校の責任よりも、むしろ地域、家庭のほうが大きな場合もある。それなのに玉山総合事務所の区長、事務長に全然情報が上がっていない。これ何ですか。教育委員会の所管の職員が今2名いるのです。これは学校給食の職員なのです。少なくとも学校の巡回もしていませんし、情報を得るような仕事もしていないのです。したがって、学校から区長なり事務長に上げる義務もない。都南の事務所に上げればそれで済むのだという体制になっているので、たまたま今回、先ほどの話にもありましたが、玉山区とはそういう立地条件なので、今までの総合事務所体制を維持してくれると、市条例の中でやると決めてもらったわけですが、その中にこういう課題の多い教育の中に学校給食だけの職員だけでいいの、という話なのです。指導主事ではなくてもいいです。連絡調整できる新卒でも結構です。若干学校を回れるぐらいの人を要望したわけです。それがどうしてもできないのであれば、玉山区担当職員を都南に配置したらどうですか。兼務でもいいのではないですか。次長が兼務してもいいのではないですか、玉山担当、次長兼務というふうな。そして、学校を月に1回でも回ってもらえれば。

それから、もう一つは玉山区の学校の再編の基本方針が出ているのですけれども、中学校1つ、小学校2つの世界に近々声かかってくるわけです。今、教育委員会が地域回って説明をしているそうですが、これもきっと区長、事務長のところには誰も担当者が行っていないと思います。教育委員会、都南から来た方々が地域を回っているのです。格好よく地域と家庭と学校で教育をやりましょうという話の中で、どうも本来の市長部局の行政が入っておらないというのも、これは市全体の話でしょうけれども、玉山区の場合は特に立地条件がこのとおりでありますから、増員だけではなくて指導体制の強化をする必要があ

るという中身でした。

それから、もう一点だけ、次長さんに前にも話したことがあるのですが、学校が昔と違うのです、我々の時代、湊さんの時代も。学校に集まって先生方に生活指導から教科からいろんな勉強するのですが、子供たちの団体行動というのはスポ少、これ盛岡市内全体ですよ、サッカーにしる野球にしる。厨川から玉山区含めた子供たちを何十人も集めて野球やっているのです。サッカーもそうです。バスケットもそうです。学校以外の集団的な行動、あるいは教育をしなければならぬようなグループなのです。それに児童館があります、児童館。その中で議論するとき、例えばスポ少にしる何にしる、教育委員会は関係ないそうです。父兄の責任でやっているそうです、予算も。東北大会だ、北東北大会だなんて大きな大会までやっているのです。物すごく上手な人もいます。広い範囲でのそういった団体ができている中で、今議論されているような教育体制、学校だけお願いしますよ、ではいけないのではないかなど。次長さんおっしゃるように教育委員会以外の行政、地域、家庭みたいな部分、どうしても窓口になって動ける体制が教育委員会の中でないと、3カ月おくれ、4カ月おくれ、さらには自殺と。盛岡で自殺が出たら大変ですよ。矢巾であのとおり、また名古屋で出ているわけですが、そういう可能性も十分ある子供たちの環境なのです。せっかく玉山総合事務所がこの体制で地域の立地条件をカバーしてくれるという体制になったので、教育委員会の職員も学校給食だけではなくて、学校の調整をするような職員の配置、どうしても無理であれば本庁職員の中に玉山担当の兼務あたりが入るぐらいの話でもよろしいかなど。今の現実からいったら大変だと思います。これぜひ予算もあるし、人員配置もあるでしょうから、世の中がとても大変な時代です。ので、よろしく検討願いたいという流れでのお願いでございました。

(竹田会長) 何かコメントございましたらお願いします。

(中野教育次長) ありがとうございます。ご提案ありがとうございます。増員につきましては、佐々木委員さんからも最後に言っていただきましたように組織の見直しとか定数の中で検討はしてまいります。その前にまずできることということで、玉山事務所との連携についてでございます。確かに今ご指摘いただきましたように連携が不十分な、あるいは情報共有が不十分な部分がございます。それで、今年度になりましてから教育委員会制度も総合教育会議という市長部局との連携の体制もできましたので、そういう中で市長部局にもきちんと情報をお伝えしながら、一緒に課題解決を図っていきなというふうに思っております。

それから、3点目、スポーツ少年団などの活動につきまして、佐々木委員さんご指摘のとおり、確かに教育委員会は今までノータッチでございます。ただ、確かに子供たちの教育ということを考えますと学校だけではなく、校外の大事な活動を担っていただいていると思いますので、そういう部分との連携も今後考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

(竹田会長) ありがとうございました。

ほかに。  
皆川委員。

(皆川委員) この前の会議のときから佐々木委員の提案を聞いていると、非常に未来が暗くて深刻でつらい現状のように受けとめる部分もあるのですけれども、少なくとも私が接している児童たちは非常にいいのですね、たとえば語弊がありますけれども、好摩児童館にも渋民児童館にも2学期になってからも何回か行きました。行ってみると子供たちは物すごく元気にはしゃいだり、遊んだり、駆け回ったり、いろいろやっていますけれども、私たちが行って昔話をしたり、戦争中の話をしたり、戦後の食べ物がなかったときのこと、着るものもなかったときのこと話すと、1時間、70名ぐらいの子供がちゃんと聞くのです。そして、終わるとありがとうございます、一人一人感想を言うのです。では、この子供たちが学校に行ったら、1クラス1名か2名の子供たちと一緒に問題行動を起こしているのかなと考えさせられますけれども、その実態は見えていないし、実際見えていないからわからないのですが、もう少し地域の住民としては学校とか子供たちを信じてやりたいと思うのです。大変なのだという事態に押し込めていかないほうが問題の解決の糸口というのはわかるような気がします。

ただ、中野次長さんの話の中で、問題行動を持っているというのは多動性か何か、精神的なものかはわかりません。もしそういう子供が授業を妨害したり、修学旅行とかもうまくいかないような事態になっているとしたら、別な面での相談とか治療とか、専門的な精神分野のほうとか必要になってくるのだと思うのです。ただ、素人の私としてはもっともっと学校とか子供を信じていきたいと思います。佐々木委員さんの発言とか、それもしっかりと受けとめながら、何か夢を持っていきたいなと思います。特に子供に関しては。済みません、問題解決になりませんが、そういう子供らもいるし、そういう子供たちが持っている時間もあるのだということ。

以上です。

(竹田会長) コメントございますか。

(中野教育次長) ありがとうございます。いろいろと課題もある中で、子供たちを信じながら、あるいは個別の問題、個々の問題もあると思いますので、個々に対応を考えながら課題解決を図ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

(佐々木委員) いいですか。私の名前が出たので、また皆川さんとちょっと対決をしたいと思っていますけれども、きのう、おとといも巻堀地区の地域と学校と共同発表会がありました。非常にいいことやっているのです。お祭り、みこし、地域と行政と三者一体でいろんな活動をされております。31回目になるそうでありますが、これは旧市内も含めてです。では、参加人員はどうなっているでしょうね。今昔話を聞いた子供たち、いい子供たちでしょう、きっと。それ以外の子供をどうしますか、それに参加しない人。70%以上は参加していないでしょう。見えないところの子供たちがふえてきているのです。これは、やっぱり学校の責任ではない。家庭の責任なり地域の責任。地域と教育となると、どうしても行政の

絡みがないと地域協働を含めて、地域の活性化の中で子供の必要性、大事さ、いろんなことやっているのです。そば打ちやったり、旅行会をしたり、川のお魚をとって勉強したり。参加する人が極めて少ない、減ってきました。なぜ減っているのでしょうか。これ全部スポ少です。あるいは趣味の勉強、塾、それにどんどん、どんどん行っているのです。父兄が当然それを望むし、それに行かなければどうしようもない世界です。したがって、PTA活動、これ大きいです。きょうは太田委員も出席しているのですけれども、PTAのまとまりがまずないのです。簡単に言いますとスポ少でサッカーと野球の父兄が合わないのです。そういう事態になってきているのです。責任を持って自分の子供たちの教育をして、金を出して責任を持って送り迎えをしてやる世界になっているのです。だから、おっしゃるように昔の、あるいは児童館に出てきて一生懸命やっている子供たちの数がふえていけばいいのですけれども、物すごく減っているのです。皆川さんのおっしゃる、いい子供たち信用しようね、未来だよ、いいよねという子供たちもたくさんいます。そうでない子供は大変なのです。

昔は、1人の子供をいじめていたのです。浜民小学校の例ですけれども、五、六人して2人をいじめる。違うのです。クラス全体が動く体制の指導力なそうです。全体が授業ボイコットなそうです。私も何回も授業参観に行きました、9月以降ですけれども。4月から9月までは内緒でしたから。今でもそうです。先生に向かって座っていません。自由に座っているのです。それでも参観者が行けば、先生のほうを向いているのです。参観者がいないと後ろを向いたり、窓を向いていたりするそうです。それが少しよくなったということで少し安心していますけれども、やれと言わなくても全部まとめられるというこの力、そういう集団行動になってきているのだそうです。3人で1人の子供をいじめるのではなくて、30人を全部まとめる力の子供たちが出てきているという実態、これが怖いのです。パソコンの電気の線切ろうよと言うと、1人で切るのならまだいいです。10人も20人も切ると落ちる、天井に上がろうよと言ったら、1人ではなくて6人も7人も上がってどんと落ちる、警察沙汰の話なのです。それは指導力なのです、その子供さんたちの。それができるの、悪い子供ではないのです。スポ少では日本一、岩手県一ぐらいの子供たちも入っているのです。だから、いろんな意味で情報共有をしながら、地域、家庭の中で行政と一体になった、この前の発表会なんかおもしろかったです。あれ全校生徒が入ったから物すごくいいのです。区長さんも事務長さんもおいでにならなかつたから残念でしたけれども、ああいう活動がなされているのです。盛岡8地区ですか、7地区ですか。あれがどんどん、どんどん拡大していくような形になっていけばいいのです。それをそうしていくためには今おっしゃるように体制が必要だろうと。おっしゃるようになかなか職員の配置は、予算もないし、職員減っている中では難しいのですけれども、何か工夫、今次長おっしゃるように総合事務所との連携ができるような体制も含めて、新しい体制の願いをしたものですので、何といたって人をふやしてくれという意味ではございません。

以上です。

(竹田会長) ほかにございませんか。

(佐々木委員) 太田さんのほうであるのではないか。

(太田委員) はい。

(竹田会長) 太田委員。

(太田委員) いつもお世話になっております。先ほど佐々木委員さんからもあったとおり、学校以外でも保護者的なもの、PTAに関しても昨今状況が変わりまして運営がすごく難しい状態にはなっているのは確かです。盛岡市のPTA連合会の会議でも必ず出ますけれども、スポ少、先ほど言ったとおり親同士が対立したりとか、学校という前に子供を育てる親にもかなり原因があるのではないかなというふうには見ている状態で、私としてもそういう話はさせてはいただいているのですけれども、子供たちの将来は待ってくれませんので、早い段階で、毎回いろんなところで言わせてはいただいていますけれども、机の上で計画を練るのはもちろん大事かもしれませんが、なるべく現場のほうに足を運んでいただいて、地域とかそういう方たちと触れ合っただきながら、状況を把握していただくのが一番早い解決策なのかなというふうに私は思っているので、確かに人員配置とかもしてもらえれば大変ありがたい状態ですし、大きい学校であればいじめとかあれば、悪い言い方かもしれませんが、ほかにクラスがえをしていただくとか逃げる状態もできると思うのですけれども、昨今この玉山区の状況であれば、小規模校が半分以上を占めていますので、そういう状況でもいじめが起きていないということはまずなくて、絶対はなく、起きている中で子供の逃げ場所がなくなっていたりとか、実際に子供が被害に遭っている状況がここ何年かある状況でして、気づいていない方とか、実際に上がっていないところもあるので、そういうのも洗い出す面も含めまして、もう少し教育委員会としても頑張っただけであればいいですし、PTAとしても頑張っていければいいかなというふうに考えています。今後なるべくそういうふうな形でいろんな体制をとれると思うのですけれども、そういうのを考えながら一緒にやっていければなというふうに思っていますので、考えていただければ一番幸いですので、よろしく願いできればと思います。

(竹田会長) ほかにございますか。なければ、このあたりで教育委員会の説明に対する質疑を打ち切りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 「はい」 の声 )

(竹田会長) では、そのようにさせていただきます。教育委員会の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、本案件のほうの取り扱いに進めてまいります。審議議案の第6号の委員提案として前回出されておりました案件でございますが、これについての当協議会としての取り扱いでございますが、玉山分庁舎における教育委員会事務局体制の強化についてを議題といたします。

これにつきましては、既に皆様方に資料として配付しておりますが、意見書という形で

配付しております。この説明について、これは……意見書は配付になっておりますよね。

( 「はい」 の声 )

(竹田会長) お手元に配付してあります意見書のとおりの内容で提出することについて、これから皆様方からご審議をいただきたいと思います。

湊委員。

(湊委員) 昔、玉山村のときにも指導していただける先生を1人、常時いていただいたことがあって学校を回っていただいたのですが、不登校対策が主だったのですが、学校に行けない子供を社会福祉協議会の1室を借りて、その先生がそこに、学校に行けない子供を連れてきてと1人で一生懸命取り組んではいただきましたけれども、余り目に見えた効果はなかったのです。

それで、さっき申し上げたようにももとの市の教育委員会と連携しながら対策していかなければならないと思いますし、さっき太田委員が言ったように問題行動を起こしている子供の親のほうがもっと問題行動を起こしているという、うちの孫たちからも親のほうが問題だと、親が先に立って騒いで子供をあおってというような話をしているのです、部活絡みで。ですから、ここに課を設置するという点についてというよりは、もっと広く、例えば民生児童委員さんとか、主任児童委員さんとか、そういった人たちと問題を共有しながら進めていくということで、ここに課を設置するとか、増員までは否定しませんが、体制強化というところでとどめていいのではないかと私個人の意見ではそういうふうに思います。

(竹田会長) というご意見がございます。

ほかに。

佐々木委員。

(佐々木委員) 湊さんは役場出身だから、今教育委員会の回答をしているのです、湊さんは。教育委員会の回答は、教育委員会ですべていただいているのではないですか。我々とすれば、例えば洪民小学校の話をとると、4月に発生してなぜ9月の末なのかという話なのです。区長に上がった、事務長に上がる話がない。昔効果あったとかなかったではなくて、学校給食の担当者が2人、今いるのです。そんなレベルでよろしいのではないですか。少なくとも、学校を回らなくても。これ教育委員会とすれば、人の配置は無理だから、本庁にいる方が玉山を中心に見る役割分担、職務分担の中で玉山区のことを気をつけて見る職員を配置しましたと、これでも結構なわけで、これは湊さんおっしゃったような回答でいいと思いますけれども、学校の統合が今あるのです。統合大変なのです。だけれども、そのことすら都南から来て学校の地区を回って説明しているのです。残念ながら総合事務所から誰も行ってないのです。

例えば、今いじめ問題で、矢巾の問題から始まって、全国的に教育委員会だけではだめだと。知事部局、市長部局が一緒になった文書が来ていますよね。県からは少なくとも、

知事と教育長の連名の文書。盛岡では、まだその活動、行動ないです。一関にこの前行ってきました。一関では、公民館は教育委員会から市民センター、市民部が所管して、市長部局と教育委員会部局が一緒に行動するのですけれども、管理は市長部局なのです。今の地域での教育、家庭での教育は行政が入らないといけないと。教育委員会は学校だけです。民生委員の話出ました。渋民小学校も行きました、児童民生委員が。7月末、8月まで玄関払いです。学校とは教育委員会からの一体的な流れなのです。入っていかれないのです。だから、例えば総合事務所の中にいる方がいれば、それは2人でおいでになれば受けるでしょう、きっと。教育委員会の職員だから。何回か玄関払いされているのです、世の中騒がしいものだから。民生児童委員さんは行っているのです。だけれども、玄関払いなのです。そういうようなことではいけないだろうと。少なくとも行政と一体的な教育体制をつくっていくとすれば、玉山区はちょうどいいのではないですか。事務所が今度存続になりますから。職員が来ないのなら来なくたって結構です。玉山担当がいて、問題が起きたら総合事務所に上がって、ほれ、自治会、それ、スポーツ少年団、それ、いろんなところで一緒に考える体制、これが今ないのです。教育委員会一本なものですから。私も評価委員やっているものですからよくお聞きして、4月に起きたのが9月末ですよ、評価委員会にかかったのが。押さえなければならぬのです、学校とすれば。これは当たり前なのです。ですから、随分遅いものですねと皮肉は言ってきましたけれども。だから、玉山区の場合は総合事務所の中に例えば連絡係みたいなのが非常勤でもいればよかったのかなという感じはしたものですから。今人員、増員は要らないで体制強化だけでいいのではないかと、それで結構だと思います。いずれ情報共有がきちっとできるようなこと。ですから、要望してせつかく総合事務所が残るということですから、この際強化をしたらどうかというふうなお願いだったわけでありませう。

(竹田会長) ほかに。

( 「なし」 の声 )

(竹田会長) なしの声がございませうが、ではその内容の要約をしなければならぬわけですが、この地域協議会の意見のところの体制の強化、職員体制の強化充実というふうな形でこの文面を訂正して意見書にするということによろしいでしょうか。

(佐々木委員) 増員等体制の充実強化のほうがいいのではないですか。「等」を入れていただいでいいですか。

(竹田会長) では……齋藤委員。

(齋藤委員) 教育委員会とは先月も役員だけですけれども、民児協の役員だけでいろんなこういう問題で打ち合わせはしました。それで、今湊委員が言ったように、例えば増員したから解決するとか、そんな問題ではないと思うのです。父兄とかPTAとか、例えば行政でも玉山なら総務課ですか、そういった情報を密にするような何か手段を考えれば、協議会

がどうこうとやったって、それは問題の解決にはならないと思います。増員したからどうなるものではないと思いますし。

そして、今、民生委員が門前払いと言いましたが、これも確かにそう思います。個人で行ったって学校は隠したいですから。それで、こういった問題がありまして、この前の教育委員会するときには各学校に通知を出してもらいました。民生委員が行ったらば、中に入れてください。隠したいでしょうけれどもね。ただ、学校に聞くのではなくうわさでわかりますよね、逆に。知らないで行っても、またこれ変な話と思います。ですから、ここにあるような増員がどうこうではなく、今言ったように増員等で、やわらかい表現でいいかなと私は思います。

以上です。

(竹田会長) ほかに。

竹田委員。

(竹田委員) 佐々木委員から初めて渋民小学校のことを伺って驚いたわけですが、好摩小学校はどのような経緯で、どのように収束したのか、そこどういうふうになっているのか、少し。これも全然情報がなかったのです。渋民小学校が出てきてから好摩小学校もこうだったよという話伺いました。どういうふうにして収束したのか。皆さん、それこそ情報共有ということ、今話題になっていますが、そのところちょっと知りたいと思いますけれども。

(竹田会長) 竹田委員、先ほど教育委員会の職員がまだおった段階であればじかに聞けたわけですが、ご案内のように、詳しい方ももちろんいらっしゃるようでございますけれども、この場でその答えをはっきり出せるという立場の人はいないのではないかと思います……

(齋藤委員) 個人の問題ですから、余りこういう場で言うのは差し控えたいと思います。

(佐々木委員) だから、この問題も総合事務所に上げる体制になっていれば、きょう、今、事務長がしゃべれるわけです。事務長、知らないのです。役所的には上げていませんが、個人的には聞いているでしょう、きっと。だけれども、それをしゃべられないのです。役所として流れで聞いた話であれば、ここで、こうだったのでしょうかと言えるけれども、上げる体制がないのです、残念ながら。だから、これをぜひつくってほしいなというお願いでございます。表現はやわらかくても結構なのですけれども、お願いをすることはよろしいのではないのでしょうか。ぜひご賛同いただきますようお願いいたします。

(竹田会長) それでは、先ほど来文言の表現のところ、職員を増員し、体制の云々というふうにあるところの増員等にする、職員を増員……

(佐々木委員) 職員の。

(竹田会長) 職員の増員等、体制の充実強化ということによろしいのですか。

( 「はい、お願いします」 の声 )

(竹田会長) それでは、私先ほど申し上げましたような形で一部修正になるわけですが、こうしたことで意見書を取りまとめたいと思います。

それで、この意見書につきましては訂正の上、市の教育長宛てに提出することになるわけですが、そのような取り扱いによろしいのでしょうか。

( 「はい」 の声 )

(竹田会長) では、そうさせていただきます。

続いて、審議案件の第7号、地域活性化部会からの報告についてを議題といたします。地域活性化部会長の佐々木委員から報告を求めます。

(佐々木委員) それでは、報告いたします。

審議第7号の資料にお目通しをいただきます。実は、部会が3つあるわけですが、私どもの地域活性化部会については、今まで会合を持っておりませんでした。あるいは、この地域協議会の中で検討するよというふうな項目もなかったものからやっております。

そこで、先般、10月でしたけれども、IGRの利用拡大については、この地域協議会で以前から議論してきたわけですし、いろんな要望をしてきたわけです。その結果、滝沢どまりの電車を3本か4本、好摩、沼宮内まで延ばしていただいて利便性を上げました。あるいは、月決め駐車場を一部1日200円の駐車場にしてもらったり、好摩についてもIGR用地で200円、渋民でたったの2台分でしたけれども、月決めから1日払いの駐車場にもらったり、いろんなことで電車の数もふやしていただいたりしてきたのですが、新市建設計画で好摩駅に10億以上の予算を投資して立派になったわけですが、ところが、物すごく今減っているそうです、好摩の利用者が。渋民は300台に下がったものの横ばいなそうです。好摩は800とか900の世界だったのです。これが物すごく、急激に減少しているそうです。この理由についてはいろいろあるそうではありますが、どうも巣子の無料駐車場に走る人が非常に多いのだと。滝沢が、地域の人が無料駐車場を使えないそうです。10時の電車に乗ろうと思ったら満杯で入れないそうです。巣子でも大きな課題になっているそうです。無料にした以上は、どこの人はだめというわけにいかないの、切符はどんどん売れるわけですからIGRとしては結構なわけですが、逆に玉山区の駅が、好摩がある程度、利用する人が多かったのですけれども、これが減りっ放しだという情報がありましたので、社長、担当課長をお呼びして振興部会を開きました。その話をお聞きしながら、どうしたら好摩までの電車の数をふやし、減らさないで地域の活性化に結びつけるかという議論をしました。非常にアイデアマンの菊池社長でありまして、焼き鳥屋までやるとは思っていませんでしたが、滝沢の焼き鳥、すごく売れているそうです。1日12万といいましたか。一戸のスーパーも随分売れているそうです。非常に駅周辺の活性化になっている

のだと。例えばそういうアイデア社長でありましたので、いろんなお話をお聞きしながら、では好摩と渋民、どうしようかなという議論をしました。結果的には先ほど申し上げましたが、無料駐車場の巣子にお客さんが流れているのだというようなこと、あるいはI GRの運賃が上がったものですから、バスで行くと盛岡市内まで行っても一緒なそうです、電車賃とバス賃が。昔はバス賃が高かったから電車で行ったのですけれども、今一緒なそうです。ですから、バスに乗る人が多いのではないかというのもひとつ考えられました。そのように社長さんと担当の課長さんのお話を聞きながら、どうしたらいいだろうねと議論したわけです。それがこの会議の概要に書いてあります。民俗資料館にお客さん呼ぶ、観光客を呼ぶ、あるいはバスと連携した玉山区内を回る観光チケットを出すとか、いろんな議論になりました。いずれI GRとすれば、みずからやることは金がないと。無料駐車場をつくるにしても何するにしても、市なり地域が盛り上がってくれば相談をしながらできるものはやりましょうと、やれるでしょうというようなことでありました。玉山区の立地条件の悪さといいますか、この交通の便、これは電車もバスも含めて、とても大切な話、特にI GRについては滝沢までは本数が多い中で、好摩、あるいは沼宮内まで行く電車がどんどん減っているという中で、どうしたらいいかという議論をしました。その結果、次の意見書、提案書になります。これは、地域活性化部会として出す話ではなくて、この提案書については委員提案ということでもあります。先ほどの部会の集約をした中身でご要望申し上げたいと。I GRとしても市からの要請なり、市の取り組みなり、地域の取り組みがあれば十分考えられるということでございましたので、話し合いの中から提案の趣旨についてはそのとおりであります。駅舎を生かした駅周辺の活性化、これは当然であります。内容的には(1)から(3)までありますけれども、話し合いの中の主なものです。利用者確保するためには巣子を敵対視するわけではございませんが、無料駐車場がどうしても必要だ、無料駐車場。では、できるの、という話になると、好摩には40台の市有地があります。40台、これは玉山村時代から振興会に無料で貸しているのです。渋民には44台、I GR用地がそのうち20台、市有地が24台、44台。これは、船田東自治会に無料で貸しているのです。I GR用地は30万円で貸しているのです。これを月決め3,000円で貸しているのです。この会で議論した結果、一部好摩もあいているところは1日200円で貸せるコーナーもつくりました。渋民も2台、2カ所分、200円でつくりました。この効果、結構あるのだそうです。2台分で3回利用すると切符が6枚になるそうです。1日利用券の駐車場だけでふえましたと切符売の方からコメントいただいておりますので、まずもってこの市有地についての無料化をぜひ渋民も好摩もお願いしたい。以前は、既得権だということで玉山総合事務所、きょうは職員全部やめてしまっていないませんが、既得権だということで気を使ったのです。既得権、これはそのとおりです。しかし、市の財産の管理上、先ほどの中長期の施設の問題等含めて本当にそれでいいのかどうか、これはぜひ要望して、もう一回市有地、あるいはI GR用地についても無料駐車場にさせていただく。市がやれば、きっとI GRもやるのではないのでしょうか。

それから、好摩の周辺では今、大規模駐車場をつくる用地がないそうです、I GR用地にも市有地にも。渋民には防風林があるのだそうです、防風林。200台でも150台でもつくれるそうです。ただ、I GR用地なのです。これは、話し合いによっては無料で提供することは可能だと。ただ、工事費は出せないと言うのです。市がやるなら、あるいは地域が

金出してやるのならいいですよと、これは理事会がありますから、社長の言葉ではなかなか決まらないのしょうけれども、大規模無料駐車場の建設は可能だと。要するに巢子の無料駐車場が渋民の防風林にできるということです。既存の市有地の無料化と防風林の無料駐車場について、ぜひ市の新市建設計画でなくとも結構でしょうし、先ほどの区の整備計画の中でも結構だと思いますが、お願いをしたいと。

それから、新設した好摩駅の駅舎の話が出ていました。毎週土曜日、日曜日、野菜市があるそうです、農協さんの。あの通路、何か名前つきましたね、ふれあい通路でしたか。あそこを朝市に貸したらどうだと。雨降ってもお客さん、どんどん来ますよ。雨に濡れて困るようなものは、あの通路でやったらどうでしょうか。あるいは、渋民の駅も広過ぎるということで管理に困っているそうでもありますから、そういった産直みたいなものでやれば駅舎を利用した活性化になるだろう。これも好摩の場合は市の財産でありますので、市が考える。そういうことで、I GRとの親しみを持っていただくことが電車利用につながるのではないかとということです。

それから、3つ目が、これI GRさんのほうからも出ていましたが、啄木なり、あるいは巻堀の金勢様なり、姫神山なり、結構回れるコースがあるわけです。これは、みんな車で来る人たちを相手にして、商工会の女性部なんか毎年やっておられますし、渋民の自治会なんかでもやっているのですけれども、電車とバスの連携チケット。例えば奥中山の子どもの森ありますよね、県営の。あれは、全部盛岡からの連携チケットなそうです。これは、町のほうからの働きかけがあって、スキー場もそうなそうです。盛岡から切符買うと奥中山の西岳の山までスキーに行く、子どもの森のチケットが一緒になって割安になる切符があるそうでもあります。そういうようなことで、中心市街地からいかにかに人を呼ぶかということになると、電車に来ていただいて県北バスなり県交通のバスでも結構でしょうし、連携をして玉山区内の名勝を回っていただくというようなことを、これやっぱり市役所、市行政が入らないと、コンベンションでも商工会議所でもいいでしょうけれども、入って市の観光サイド、以前の観光課長がいますけれども、観光課サイドから入った格好で市街地からのお客さんと呼ぶ、買い物に行く、病院に行くだけで安い切符、我々が持って行っているのですけれども、逆にあちから来る人にもこういったことで安い切符になるような流れをお願いできないかというようなことで、話し合いの中から3つの地域協議会で議論して出せるような中身に整理をしたのがこの3つであります。これは、ぜひ28年度の重点事項にして、特にI GR、あるいは観光関係の関係団体含めて協議が進むような格好でお願いをしたいという提案であります。

少し長くなりました。よろしくご検討をお願いいたします。

(竹田会長) ありがとうございます。私、審議案件7号だけ提案しましたがけれども、説明のほうは8号にも及ぶ内容でございましたので、8号もあわせて提案して、今一緒にご説明をいただいたこととさせていただきます。

それでは、これより議案の7号、8号、それぞれございますけれども、質疑に入らせていただきます。

(佐々木委員) 部会員の皆さんで補足ありましたら、よろしく補足お願いします。

(竹田会長) 齋藤委員。

(齋藤委員) 審議というよりも要望ですから、皆さんが特に反対するわけではないと思うのですけれども。どうでしょうか。審議というよりも、地域周辺が活性化するのは何も悪いことではないと思いますし、ですからこれを出していただければ、それでいいと思うのですけれども。私は特に反対する理由はないと思いますが、どうでしょうか。

(竹田会長) というご意見をいただきました。  
ほかにご意見ございますでしょうか。

(千葉委員) ちょっといいですか。

(竹田会長) どうぞ、どうぞ。  
千葉委員。

(千葉委員) 無料というの、私商売しているからではないのですけれども、ただというのは、おかしいと思うのです。前にこういうこともありまして、ユートランドの入湯券を消費税が上がる時に結果的には上げなかったのです。私、反対したのです、今が上げるいいチャンスなのだから。結局上げないことによって、ほかが今度は困ってしまって、値段を合わせて、結局もとのもくあみになったという経緯もあるし、あちらだって、菓子、確かにあれですけども、あれもちょっと、そのうち行き詰まるのではないか。結局地元の人が、肝心の市民が、滝沢の市民が使えないわけですから、文句出るのは当たり前で、それで構造的にも例えば西根の方が好摩に行くよりこっちに来たほうが多少距離は長いかわからないけれども、駐車場はただだし、定期のお金は減るし、すごく効率があっちのほうがいいことは確かなのです。でも、結果的に無料で対抗するというのはいかがなものかなと思って。提案書としてはいいでしょうけれども、結果的にはコストの問題とか、莫大なお金をかけてつくってただというのは結果的には税金の無駄遣いになるわけですから、俺は余りただというのは、やっぱり使用する以上、3,000円がどうかという問題もありますけれども、お金をいただくのが一般的なルールではないかというような気がします。でも、確かに齋藤さんが言ったように提案書だから、せっかく部会の方が考えてやったのですけれども。ただというのは一番、今世の中で、ただほど恐ろしいものはないということもあるし、何か私はただというのは納得が、ただで利用できるというのはちょっと考え物かなと思ったり、いつまでも続けられるとは思わないのです。除雪だって必要だし、お金は常にかかるわけですから。

(佐々木委員) いいですか、会長。

(竹田会長) はい。

(佐々木委員) 今の話はそのとおりだとは思いますが、菓子駐車場の200台が相手なわけです、要は。そこで、雪払い管理、その他は市の予算で300万なそうです。大釜も無料です。合わせて600万の予算をとっているのです。I GRに出す金は盛岡市が一番多いのです、おわかりのとおり。これが滝沢どまりになってしまうと、盛岡市である好摩、渋民に電車が5本も6本も減るわけです。これは、はっきり言われていますから。そうすると、市の税金をI GRに投資したのが全部滝沢どまりになってしまうということになると、余りけんかしたくないわけですが、菓子の無料が続いている間は無料にしないと、日戸、城内の皆さん初め、川口あたり、好摩も渋民もほとんど行っているそうです、それに八幡平。少なくとも八幡平の人は好摩なり渋民に押さえる、昔のように。すごかったです、八幡平から好摩でおおりて、好摩で車に乗って帰る。それがまさに今の千葉さんのおっしゃる理論はそのとおりなのですから、とにかく切符売らなければならないという論理になると菓子が無料のうち無料であればけんかにならないのです。200円でもいいだろうと私は個人的には思いますが、結構ふえるのではないかなとは思っています。今回は無料で提案をして、あとは市がどう考えるかであります。そういう基本的な理論は、千葉さんのおっしゃるとおりだと思いますが、菓子の無料に対抗した対策を打たないと、どうしてもお客さんの確保にはならないというふうに思います。

以上です。

(竹田会長) ここで話題が提案書のほうに移っておりますので、審議案件の7号の地域活性化部会からの報告の件、こちらにつきましては特に質疑、ご意見等がなければ、これは先ほどいただいた内容の報告なわけでございますので、これを了として、この案件につきましては打ち切ってよろしいでしょうか。

( 「異議なし」 の声 )

(竹田会長) それでは、そのようにさせていただきます。  
続いては、この意見書のほうですが、ほかにご意見ございますか。  
千葉委員。

(千葉委員) 2番目の通路を、通路とは書いていないですが、通路を指していると思うのですが、好摩駅の場合。あの通路は使っていいということですか、使えるのですか。何か前、初期のころはだめだと言われた経緯がありまして。

(佐々木委員) 市がいい、市がよろしければいいそうです。市の問題です。

(千葉委員) だから、市のほうではどう考えているのか。

(佐々木委員) だから要望しているのです、使わせてくださいと。

(千葉委員) そうなのですか。まだ確認とっているわけではない。

(佐々木委員) とっていません。

(千葉委員) はい。いいです、私は。

(佐々木委員) 会長、関連して……

(竹田会長) はい、どうぞ。

(佐々木委員) 好摩駅の利用者が減っている、これはI GRさんの分析もありますけれども、イオンができて好摩の商店、閉鎖しているところ多いそうではないですか。商売やめればあそこにいなくてもいいというので、どんどん人が減っているそうではないですか、好摩の集落、あの通りが。これも大きな原因だと言っていました。これは、イオンを悪口にしていたから、ちょっと言いにくいのですけれども、イオンに負けて商店をやめてしまって、ほかに出て空き地がどんどんふえているそうです。これ本当ですか、好摩の委員の皆様。

(千葉委員) いや、商店やめているところないです、今のところ。

(佐々木委員) そうですか。そう言っていました、そんなことはないですか。

(千葉委員) いや。

(佐々木委員) だから、そういう意味でも活性化に……

(千葉委員) いや、それとあれですけれども。

(佐々木委員) だから、ああいう通路で、あるいは駅の前で……

(千葉委員) そうそう、前やろうとしたのです。

(佐々木委員) 何かいろんなイベントをやったらどうだろうと。

(千葉委員) それは考えています。

(佐々木委員) 高田屋さんもやめるとか、だからそういう意味での活性化に駅舎を使ったらどうですかという話ですから、よろしくお願いします。ただ、産直は随分込んでいるそうですね、農協さんの産直は。余りいいものはないそうですが、お客さんいっぱい来ているそうですね。

(千葉委員) いや、あれも……今は違う話ですから。

(佐々木委員) でも、産直に貸すのもいいのではないかとっていました。雨降りなんかは結構大変なようですよね。そういう意味での活性化です。いろんな使い方あると思います。

(千葉委員) いや、いろんな使い方あります。

(佐々木委員) うん、市が貸してくれれば。

(千葉委員) そうです。

(佐々木委員) 市が貸してくれれば。

(千葉委員) 雨露しのげるのだから、あんない場所ないのだ。

(佐々木委員) 焼き鳥屋、滝沢のように売れるかどうかわかりませんが。滝沢、すごいそうですね、串焼き。12万円売れると聞きました。だから、せっかくの駅舎を活用する、それはいいのです。これ、市の皆さん、それは条例でできないとかというのがあれば、これは向こうに出したときに回答が来るわけです。

(竹田会長) ちょっと私から地域活性化部会長さん、佐々木さんにお聞きしますが、今話題になっている駅舎周辺の活性化の問題について、一応大きく分けて3つの項目にして、内容は2番にあるような内容でというお話でございまして、そういう意味ではかなりその方向性といえますか、具体的な方向性を示しての提案なわけですが、この場で引き続きずっと続けてやったほうがいいのかというふうに考えていらっしゃるのか、もしくは地域活性化部会で途中までといえますか、ここまではまとめたわけですが、これを具体的に展開する方法として、もう少し実現可能性という部分も見きわめながら、ある程度内容を絞っていくとかという議論は、活性化部会での議論は考えていらっしゃるのでしょうか。

(佐々木委員) 活性化部会からの提案にしたらかどうかという議論はしました。時間的に玉山区があるのは、合併特例法の地域協議会は、まずほぼきょうあたりで終わりだろうと、あとは3月まで間に合わない。だから、個人提案ということで議論を早めて今回で提案をして、市役所の行政側の回答を待つと、27年度中に待つという、合併特例法の中で玉山区の状態の中で決めたいということでもあります。

(村山参事兼総務課長) ちょっといいですか。

(竹田会長) はい、どうぞ。

(村山参事兼総務課長) 事務局サイドとしてちょっと発言させていただきたいと思いますが、

今回出されているこの提案というのは、恐らくこの地域協議会の所掌事項であるのですが、その中の市の基本構想及び各種地域計画の策定及び変更に関する事項と、これに該当してのご発言かというふうには思いますが、ただこれを市長に協議会として出す場合に、それぞれ各般にわたっての提案でございますので、玉山区としての実態、その住民の方々の本当に総意を代表して、この地域協議会として出しているのかと。例えば無料駐車場を本当に望んでいるのかと、あと好摩駅、産直関係も、本当に好摩の地域の方々なり、そういった人たちの声が本当に地域協議会として今反映されているのかといったあたりも、バスの関係もそうですが、やはり出す以上は、出されたそれぞれの部署におかれましても、もう少し具体性なり、その辺も皆さんで検討していただいて、それらをもってご提案していただくほうが市に対する意見としてももっと重要な面として捉えていただけるのかなといった感じもするわけでございますが、そういうことで佐々木委員さんの意見もそのとおり、地域協議会、今回と、あと1回ぐらい残しているわけですけども、次の協議会というのでも提案されているわけですので、その辺をちょっと含めて皆さんでご協議をいただければなというふうに思っております。

(竹田会長) というような市のほうからの考え方もございます。皆さんそれぞれご意見あると思いますが、この際率直に意見交換していただければと思います。

(佐々木委員) ちょっと気になるので。

(竹田会長) はい。

(佐々木委員) この地域協議会は、地域住民の意見を集約してこないといけないとなると我々委員やっぺられませんか。それは間違いです。村山さんの発想は間違いで、我々は委嘱を受けた委員ですから、ここの15人で議論をして、これでいこうよねということになれば地域住民の了解、7割、5割以上の了解とらなくても、それは要望はできるというふうに感じますので、今のちょっと課長さん、参事さんの発言は違うかなというふうに思います。

中身、何も難しいことはないのです。これは、先ほどの新市建設計画なりの変更とか何かありました。好摩駅前の区画整理をやめて整備事業にしました。渋民も整備事業にしました。あの中でできるのです。あの中に組み入れていただければ、この地域活性化、好摩駅前の活性化、渋民駅前の活性化に無料駐車場でも駅舎の産直利用でも十分可能な内容であります。

3のコースについては、これは市のかかわり、特に実際はないかもしれませんが、観光ルートの関係等からいけば、市の観光手段として、手法としての市の考え方が入らないとコンベンションにしろ動きにくいだろうし、I GRそのものも動けない。市なり地域からそういう声がないとI GRは動けませんよというのを、この前の復命でしているように社長、そうおっしゃっているわけですから、今回地域協議会から提案申し上げれば、いける部分についての協議が進むだろうと。できれば28年度の初めての合併特例法から抜けた最初の一つの大きな事象として取り上げてもらえればおもしろいかなというふうに思った内容であります。

以上です。

(竹田会長) ありがとうございます。

竹田委員。

(竹田委員) 佐々木さん、産直等の地域行事に開放してとありますが、2番ですが、まずあそこのふれあい通路を市から借りるということをまず第一に考えて、そして活性化するためには子供たちの絵を張ったりとか写真、何でもいいのですが、そういう芸術活動にちょっと使わせてもらう、その許可をもらうのが先ではないかと思いますが。

(佐々木委員) はい、そうです。そういうことです。

(竹田委員) それを一筆ここに入れたらどうでしょうか。芸術活動とかそういうもの、ふれあい通路をとにかく使わせていただける許可を。

(佐々木委員) それがその「等」です。「等」の中に入っています。

(竹田委員) 「等」の中ですか。

(佐々木委員) はい、そうです。

(竹田委員) これはっきりうたっていたらどうでしょう。子供たちの絵を飾れば、おじいちゃん、おばあちゃんからいろんな方が集まる、そういう、そのあたりの活性化から考えて、まず産直ではなくて、まずそれを先に考えて、だんだんと産直まで考えると、広げていくと……

(佐々木委員) いや、だから産直に使わせてもらえれば、市の施設オーケーになれば、当然絵でもラーメン屋でもそれは可能なわけです。だから、使えるか使えないか、使わせてちょうだいねというお願いです。

(竹田委員) そこです。

(佐々木委員) 何に使うという出し方ではないわけです、地域協議会とすれば、例えば女性部、商工会議所の女性部が、これが通れば、これに、これにとお願いができるという中身です。余り難しい話ではないので、ぜひさっと出していただいて、会長には申しわけないのですけれども、足運んでいただければ。回答、だめですとかいいですと来ますよ、それでいいのではないですか。

(太田委員) 出さないことには回答来ないですけれども、出さない。

(佐々木委員) そう、出さなければ来ないのです。

(太田委員) 今後どうするかという話ではないですか。だから、出さないと結局何も話はなかったことになるので。

(小原事務長) 済みません、ちょっと私のほうからも一言。そのとおりだと思います。出さなければ回答ない。ただ、ある程度基本的なところ、例えばここの占有ができるのかどうかとか、そうしたことは確認をした上で文言をつくっていかねばいけないと。初めから一言で「それは無理ですよ」と言われるものを出してしまうというのは、出してから、ああ、しまったということにもなりますので、少し内容を整理させていただいて、出すという基本的な方向があるのであれば、大変申しわけないのですが、次が1月にありますので、そうしたところまで、我々事務方も少し内容を見させていただいて、下調べとか、そういったことをやらせていただいた上でということに、もしそのようにさせていただけるのであれば、少しお時間をいただきたいと思いますと考えております。

(佐々木委員) 事前に見てもらおうと、事前に検討させてくれと。その結果、1月の地域協議会で決定する、中身を文面も変えてやる……

(小原事務長) できる、できないという基本的なところを、回答まで事前に調整するというわけにはいきませんので、ただ、この前提となる部分ができるものなのかどうなのかというあたり、あとは例えば文言的なこともI GRに要望しているものなのか、市に要望しているものなのか、そこら辺が判別できないようなところは整理しなければいけないというふうに思いますし、いろんな方が関係している部分もありそうですので。

(佐々木委員) これは全て市です。I GRに要求ではありません。市にお願いをすると。我々は、I GRには……

(小原事務長) 市長に出すのですから市にだと思えます。ただ、I GR用地の話とかもちょっと出てまいりますので、そこら辺を整理させていただいて、特にI GRさんから了解をもらわなければいけないということではありませんけれども。あとは、地元の自治会であるとか好摩振興会が借りている用地の話もありますので、そこら辺のこともあるかなと思います。

(佐々木委員) それはぜひ、これは事務局のサイドで専門的に分析をしていただいて。恥ずかしいものを出すわけにはいかないのです。ぜひ回答も事務長書けと言われていたかもしらませんので、よく調べていただいて、それは1月でも構わないと思います。ただ、前提としてこういうお願いをして、I GRの利用客をふやして駅の活性化をしないと盛岡市玉山区が困るよという話、これをみんなで理解すればいいのではないですか。これ以外にもあるかもわからない、そう言われれば、これは、今の小原さんの発言については了解しました。

(竹田会長) 皆さん、今の話のやりとりといたしますか、お聞き及びのとおり、このままというよりは、もう少し中身を吟味してみたほうがいいのではないかとということでございますので、若干時間が先延ばしになるわけでございますけれども、しっかりした意見を出すというのであれば、それはそれなりに方法としてはしかるべき方法だというふうに考えますので、そのような取り扱いにすることによろしいのでしょうか。

( 「はい」 の声 )

(竹田会長) では、そうさせていただきます。

次回が1月というお話でございますが、いずれ肝心なところをしっかりと調査した上で、この内容について整備して次の会議のときにお示ししたいというふうに思います。

(佐々木委員) はい、ありがとうございます。

(竹田会長) どうもご苦労さまでした、佐々木さん。何から何まで1人でやっていただきました。

さて、それでは以上で本日審議案件として出された事柄につきましては全部終了しました。

## 6 その他

(竹田会長) その他でございますけれども、何かございますでしょうか。

事務局、どうぞ。

(村山参事兼総務課長) 大変ご苦労さまでございました。私のほうから2点ほどご連絡申し上げます。

1点目でございますが、次回開催でございます。最後の会議になろうかと思いますが、来年の1月の中旬または下旬を予定しております。会長と調整し、早目にご連絡をいたします。

それから、2点目でございます。委員の任期の関係でございますが、皆さんの任期が来年の2月12日までとなっております。しかしながら、玉山区の設置期間は3月31日までとなっており、地方自治法によりまして地域協議会も3月31日までの設置となります。このことから、2月13日から3月31日までの委員を選任する必要がございます。これにつきましては、次回の協議会までに市の考えをまとめまして皆さんにご報告したいと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

(竹田会長) 皆様方から何かございますか。

( 「なし」 の声 )

(竹田会長) なければ、以上で終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 「はい」 の声 )

(竹田会長) では、終わります。

## 7 閉 会

(小原事務長) 長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして第62回盛岡市玉山区地域協議会を閉会といたします。きょうも本当にご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(17時09分)

会議録作成者

盛岡市役所玉山総合事務所 総務課

地域政策グループ

担当者 加藤

TEL683-2116 (内線 218)

FAX683-1130

E-mail [tm.soumu@city.morioka.iwate.jp](mailto:tm.soumu@city.morioka.iwate.jp)